



日高町

子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年 3 月

目 次

1. 計画のねらい	1
【1】計画の前提.....	1
【2】計画の基本事項.....	3
【3】計画の策定と推進.....	5
2. 日高町の子どもを取りまく状況	7
【1】町の状況・少子化の動向.....	7
【2】子育て家庭と子どもの状況.....	9
3. 計画のめざすもの	21
【1】日高町のめざす次世代育成支援の方向.....	21
【2】施策の全体像.....	27
4. 次世代をみんなで育てる行動計画	29
【1】子どもの成長にあった心身の健康支援.....	29
【2】子どものための子育て支援の輪づくり.....	37
【3】子どもが育つ・伸びる学びの環境づくり.....	47
【4】親子が愛着と安心を感じて暮らせる地域づくり.....	53
5. 子ども・子育て支援事業計画	61
【1】教育・保育提供区域の設定.....	61
【2】サービス区分の概要.....	61
【3】教育・保育サービスの見込み及び提供体制.....	65
6. 計画の推進に向けて	73
【1】計画の実施状況について.....	73
【2】計画の進行管理について.....	73
関係資料	
【1】日高町子ども・子育て会議設置要綱.....	75
【2】日高町子ども・子育て会議 支援事業計画策定委員会委員名簿.....	76
【3】策定経過.....	77

1. 計画のねらい

【1】計画の前提

わが国の少子化対策は、平成元年の1.57ショックを契機に、取組みが本格化してきましたが、今のところ、少子化の進行に抜本的な歯止めがきかない状況が続いています。わが国の子どもの数（15歳未満人口）は、平成26年4月1日現在1,633万人（総務省）となり、前年よりも16万人減少し、総人口（1億2,714万人）に占める子どもの割合も12.8%まで低下、子どもの絶対数も人口における構成比も、ともに過去最低を記録しています。このような急激な少子化・高齢化は、子どもと子育て家庭をめぐる環境への、子どもたちの育ちへの様々な影響が指摘されています。

このような状況を背景に、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の、いわゆる子ども・子育て関連3法が成立し、これら法律に基づく『子ども・子育て支援新制度』が平成27年4月から施行されます。

『子ども・子育て支援新制度』は、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現をめざして創設されたもので、次の3つの目的を掲げています。

『子ども・子育て支援新制度』の3つの目的

- 1 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
- 2 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
- 3 地域の子ども・子育て支援の充実

この新制度を施行するに当たり、子ども・子育て支援法では、すべての市町村に教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（子ども・子育て支援事業計画）の策定を義務づけています。

日高町においては、これまで少子化対策として、平成14年度に「日高町エンゼルプラン」を策定し、平成16年度に、これまでの取組みを点検して、次世代育成支援対策を具体的に推進する指針として、「日高町次世代育成支援対策地域行動計画（前期）」を、平成21年度に「日高町次世代育成支援対策地域行動計画（後期）」を策定し、これに基づき各種施策を推進してきました。

この流れを踏まえ、日高町では、子ども・子育て支援事業計画を、次世代育成支援対策推進法（平成37年までに延長）に基づく計画等を一体化した子どもに関する総合的な計画として策定します。平成27年度以降は、この新しい計画に基づき、少子化の抑制・解消に向けて、質の高い幼児期の教育・保育やニーズに応じた子育て支援施策を計画的に実施していくこととなります。

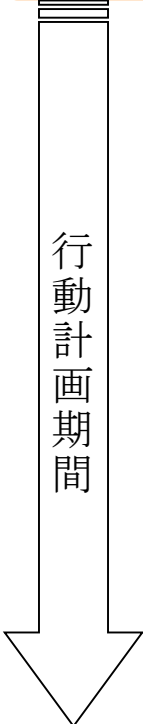
●少子化対策・次世代育成支援対策の動向

国の少子化対策の動向

平成6年 <エンゼルプラン>
 平成11年 <新エンゼルプラン>
 主に保育サービスの充実をはじめとする子育て支援施策の展開が中心である

平成14年 <少子化対策プラスワン>
 平成15年 <次世代育成支援対策推進法成立>
 平成16年 <次世代育成支援対策地域行動計画策定>
 家庭や地域社会における子育て機能の再生を図るためすべての家庭に対する子育て支援を市町村の責務とし、その仕組みを整備する。また、大企業、地方公共団体においてそれぞれ事業主行動計画の策定が義務付けられた。

日高町次世代育成支援対策地域行動計画



〔次世代育成行動計画期間〔次世代育成行動計画期間中の少子化対策の動向〕〕

平成17年 <子ども・子育て応援プラン>
 平成18年 新しい少子化対策について
 平成18年 「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」施行により、認定こども園制度が開始
 平成19年 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略
 仕事と生活の調和憲章
 平成20年 新待機児ゼロ作戦
 平成22年 <子ども子育てビジョン>「社会全体で子育てを支える」、「希望がかなえられる」を基本的な考え方として、子どもと子育てを応援する社会をめざした政策を示す。
 平成24年 子ども・子育て3法成立

日高町子ども・子育て支援事業計画（本計画）

【2】計画の基本事項

(1) 計画の位置づけ・役割

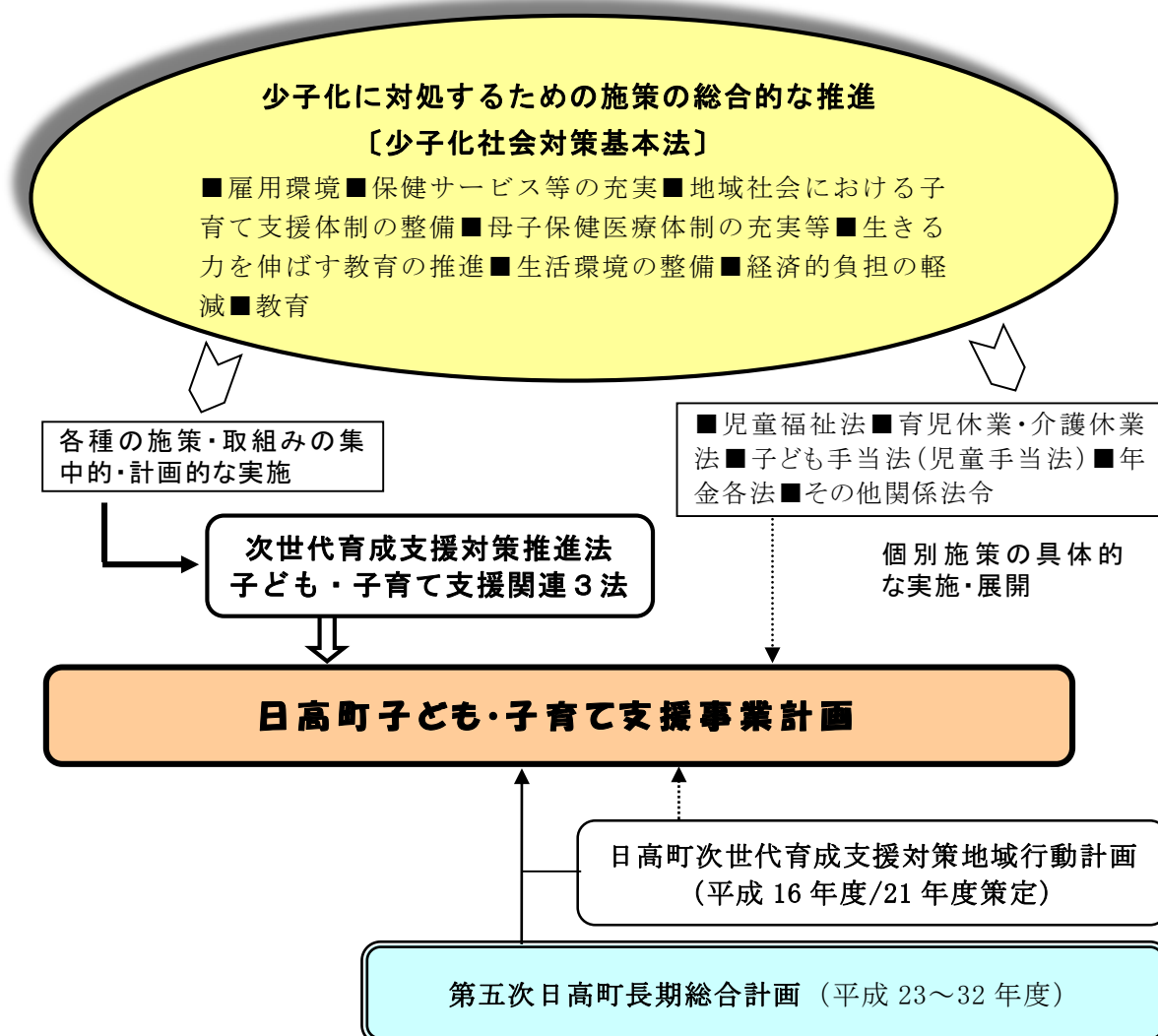
この計画は、子ども・子育て支援法第61条第2項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定します。

本計画は、これまでの「日高町次世代育成支援対策地域行動計画」を、新制度施行に合わせて発展的に統合して作成し、日高町の子ども・子育て支援の方向性を示す計画と位置づけます。

この計画の対象は日高町に住む17歳以下のすべての子どもと子育て家庭であり、町の取り組む次世代育成支援の総合的な計画として、施策の目標と方向を示します。

また、町長期総合計画をはじめとする各種関連計画と整合性を保ちながら、福祉・保健・教育・まちづくりにわたる町の各部門で取り組む施策を総合的に示しています。あわせて、この計画は各家庭、学校、地域、職場などの取組みを促進する役割をあわせもち、この計画を中心に町全体で推進していきます。

●本計画の位置づけ





(2) 計画期間

計画期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間とします。

なお、子ども・子育て支援事業計画に示す施策・事業等について、定期的に点検を行いながら、着実に推進します。

● 計画期間

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度以降
本計画						
次期計画					● 見直し及び策定	

【3】計画の策定と推進

計画の策定にあたっては、計画に子どもたちや子育て家庭のニーズにあった取組みが盛り込めるように、はじめに子どもと子育て家庭の状況・ニーズを把握するため、以下のアンケート調査を平成25年11月に行いました。

そして、町で実施している子どもに関わる施策・事業を全体的に点検し、着実に推進するため、関係各課で実施している子どもに関する施策・事業の把握と検討・協議を重ね、日高町子ども・子育て会議で協議して策定を進めました。

●調査の実施要領

調査種類	対 象	調査方法・調査時期
①就学前児童保護者	平成25年11月現在で町内に居住する就学前児童の保護者全員。	保育所・小学校において配布・回収。それ以外は郵送にて配布・回収 平成25年11月15日～11月29日
②小学生保護者	平成25年11月現在で町内に居住する小学生の保護者全員。	

対 象	配布数 (件)	回収数 (件)	回収率 (%)
①就学前児童保護者	474	329	69.4
②小学生保護者	483	336	69.6
合 計	957	665	69.5

策定後の推進にあたっては、住民に広く計画の周知を図るとともに、定期的にその進捗状況を報告することが法律で定められています。計画の着実な推進と新たな課題への迅速な対応を図るため、今後は推進体制を確保し、定期的に協議して着実に推進します。

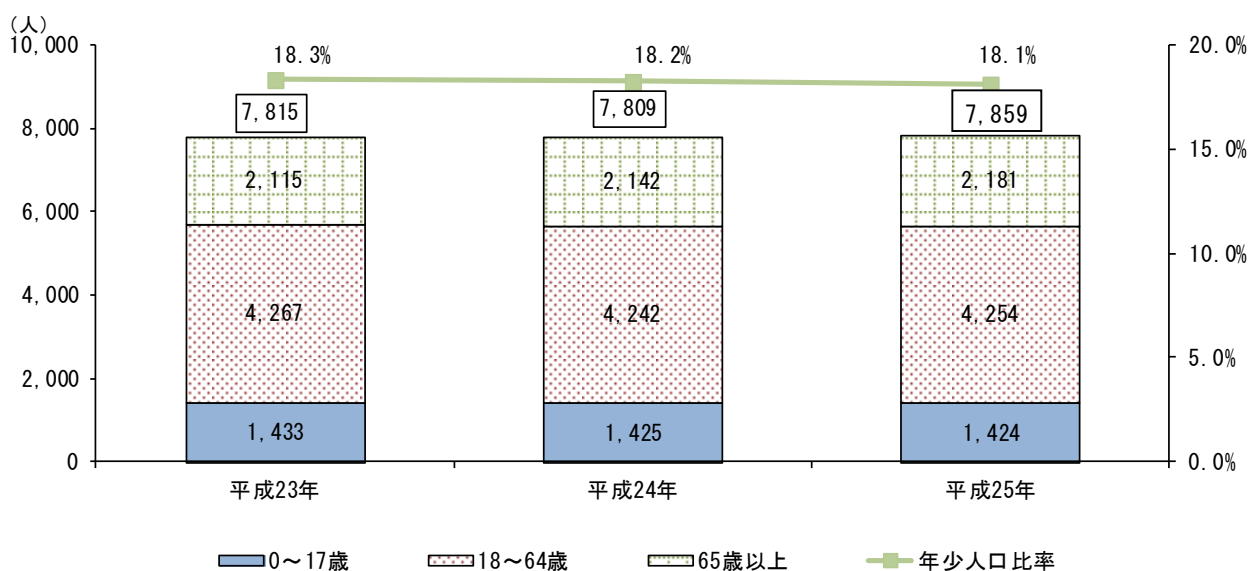
2. 日高町の子どもをとりまく状況

【1】町の状況・少子化の動向

(1) 人口

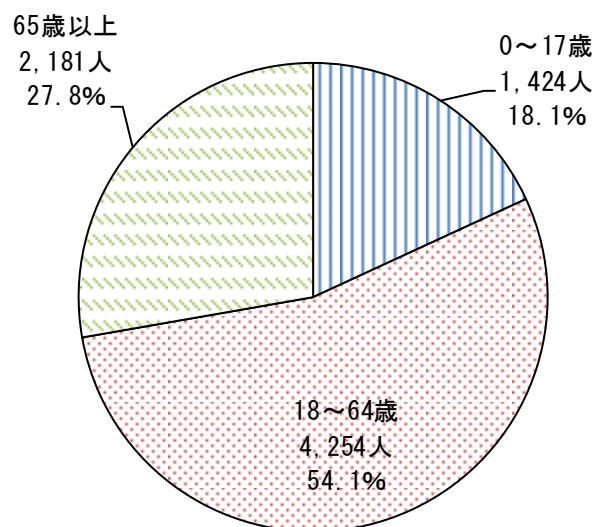
近年3年間の日高町の総人口は微増しており、平成23年は7,815人、平成25年に7,859人と、7,800人台を推移しています。そのうち、17歳以下の児童人口は、1,400人台で微減しており、平成25年は1,424人で、総人口の18.1%を占めています。また、65歳以上の人口割合は年々微増しており、平成25年は27.8%となっています。

●人口等の推移(各年4月1日)



資料:住民基本台帳

●人口構成(平成25年4月1日)

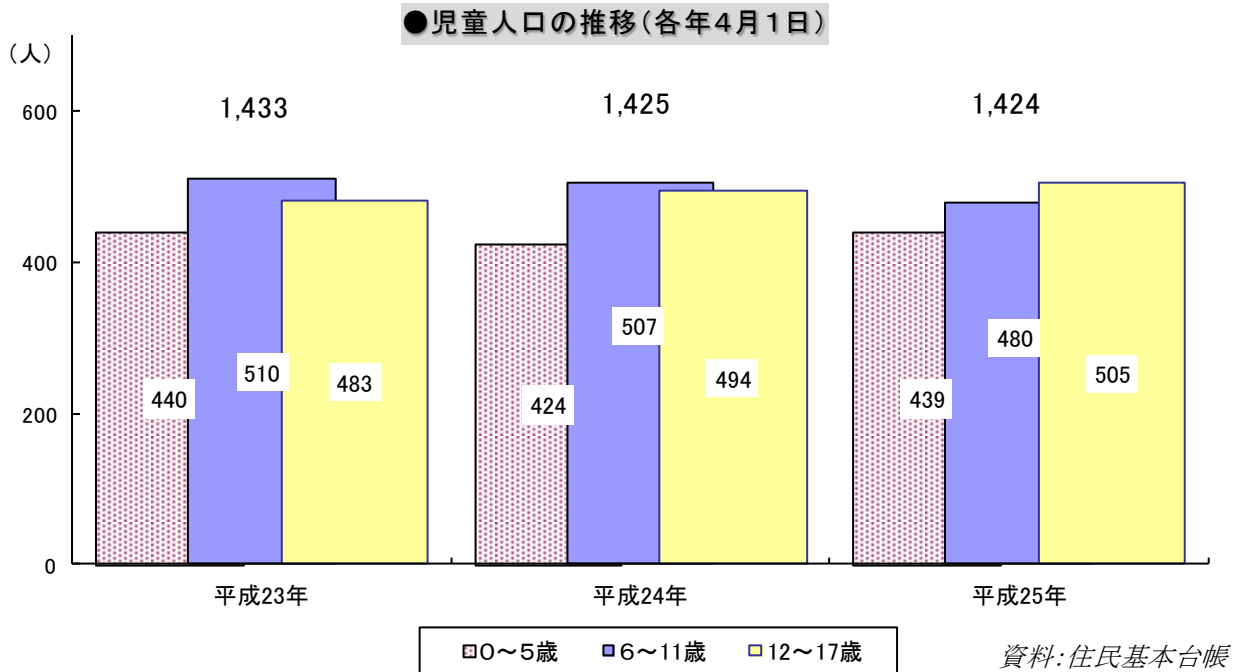


資料:住民基本台帳

(2) 児童人口の推移

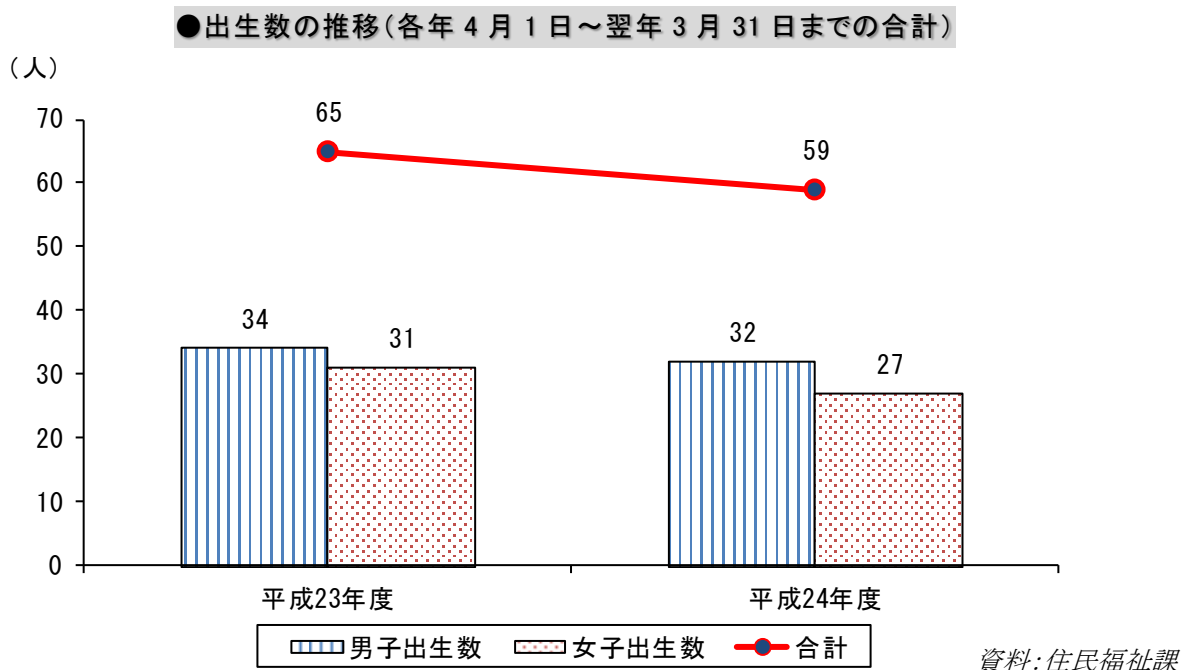
① 児童人口

近年、児童人口は 1,400 人台を推移しており、平成 25 年は 1,424 人となっています。年齢区分では 6～11 歳の児童数が減っており、12～17 歳の児童数がやや増えています。



② 出生数

近年の出生数は、平成 23 年度が 65 人、平成 24 年度はやや減少して 59 人で、2 年間の平均出生数は 62 人です。



【2】子育て家庭と子どもの状況

(1) 子育て世帯の動向

① 子どものいる世帯の構成

18歳未満の子どものいる世帯数は、平成22年は777世帯となっています。そのうち、6歳未満の子どものいる世帯は、核家族が82.2%ですが、18歳未満の子どものいる世帯は核家族の割合が低下し、3世代世帯などのその他の家族の割合が高まっています。

●18歳未満の子どものいる世帯構成の推移(10月1日現在)

(世帯・人)

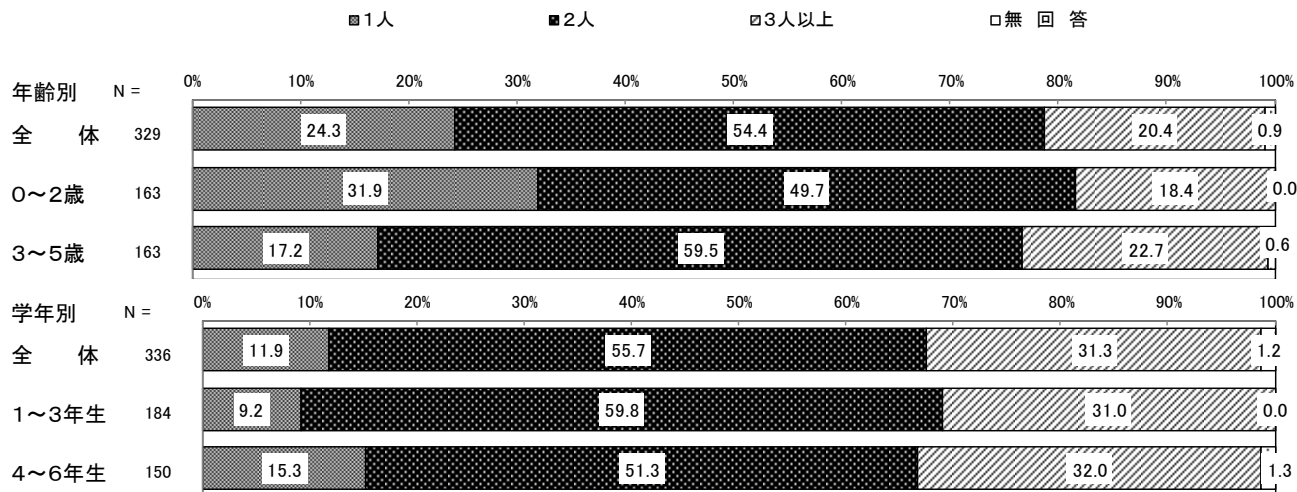
	総数	親族	核家族		非親族	単独
			核家族	その他の家族		
一般世帯数	2,647	2,154	1,651	503	8	477
6歳未満親族の いる一般世帯数	327	327	269	58	0	0
	100.0%	100.0%	82.2%	17.7%	0.0%	0.0%
18歳未満親族の いる一般世帯数	777	777	571	206	0	0
	100.0%	100.0%	73.5%	26.5%	0.0%	0.0%
18歳未満親族のい る母子・父子世帯数	46	—	—	—	—	—
1世帯当たり親族人数	2.79	3.18	2.81	4.40	0.0	0.0

資料:平成22年国勢調査

また、アンケート調査で世帯の子ども数を見ると、就学前児童では「2人」が54.4%で最も多く、ついで「1人」が24.3%、「3人以上」が20.4%であり、1世帯当たりの子どもの数は平均2.0人です。

小学生では「2人」が55.7%で最も多く、ついで「3人以上」が31.3%、「1人」が11.9%であり、1世帯当たりの子どもの数は平均で2.3人です。

世帯の子ども数[%]



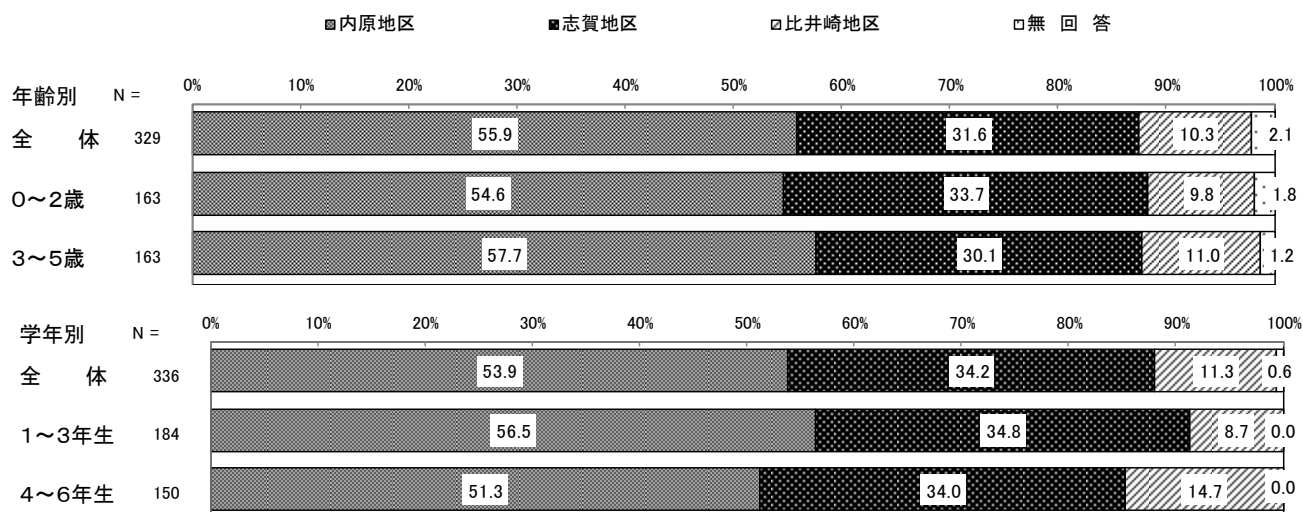
資料: アンケート調査

② 育児支援の環境

居住地区は、就学前児童では「内原地区」が55.9%で最も多く、ついで「志賀地区」が31.6%、「比井崎地区」が10.3%となっています。

小学生では「内原地区」が53.9%で最も多く、ついで「志賀地区」が34.2%、「比井崎地区」が11.3%となっています。

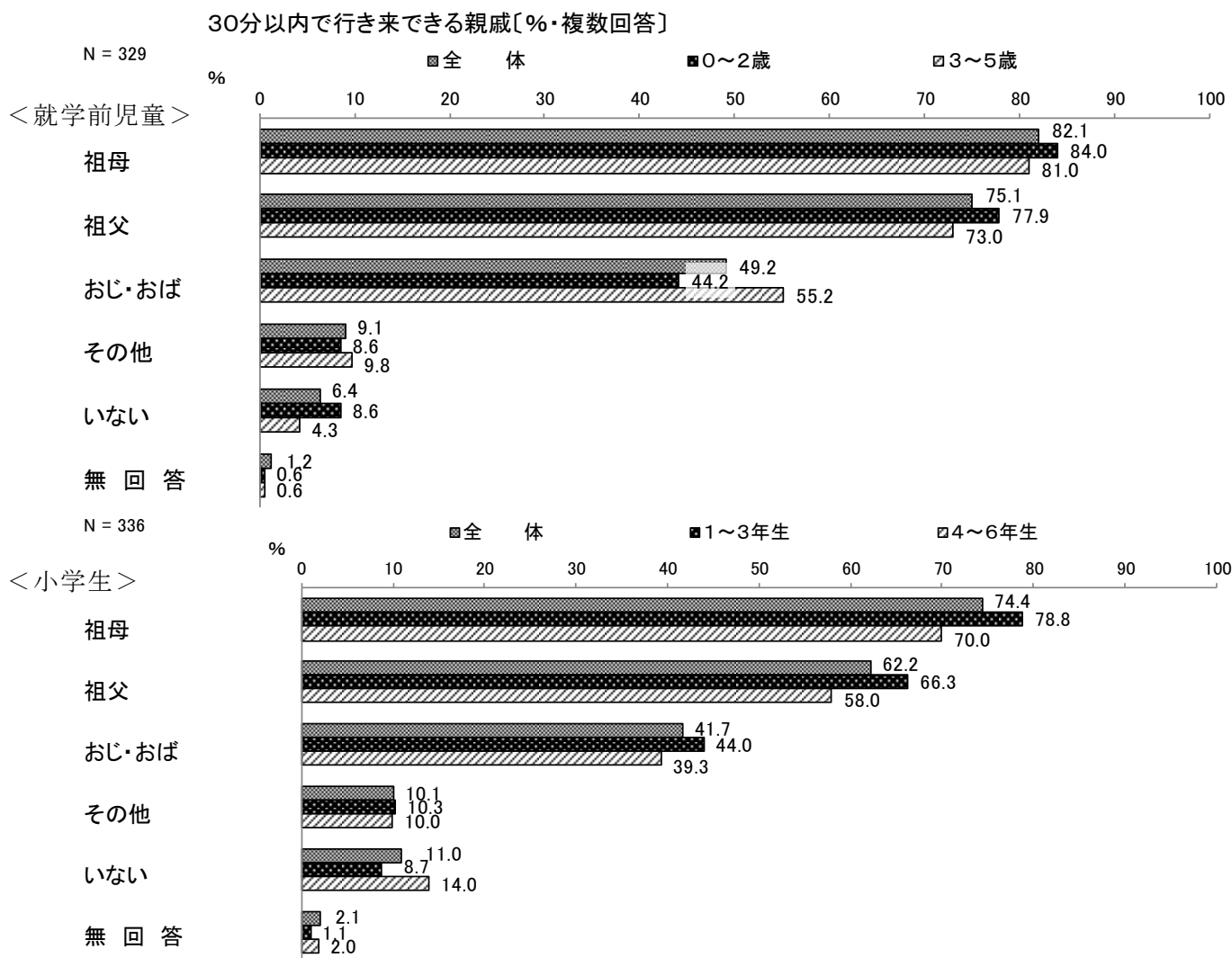
居住地区[%]



資料: アンケート調査

概ね 30 分以内で行き来できる範囲に、祖父母や親せきの有無について、就学前児童では「祖母」が 82.1%、「祖父」が 75.1%と多く、「おじ・おば」が 49.2%で続いています。

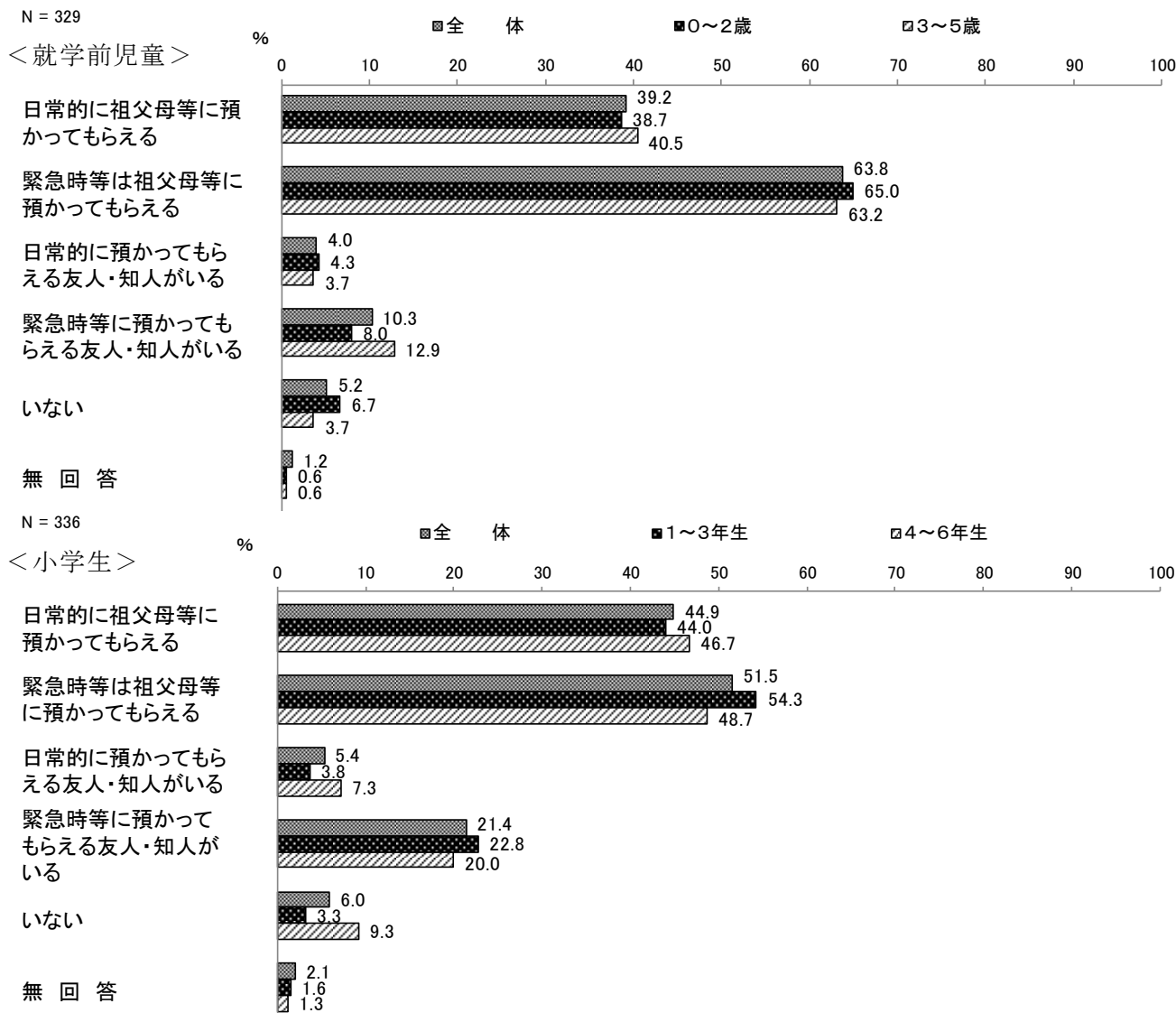
小学生では「祖母」が 74.4%、「祖父」が 62.2%と多く、「おじ・おば」が 41.7%で続いています。



資料:アンケート調査

日頃子どもを預かってくれる人が身近に「いない」という回答は、就学前児童の世帯で5.2%、小学生は6.0%で、それ以外は祖父母等や友人・知人に預けられる状況であることがうかがえます。なかでも、「緊急時等は祖父母等に預かってもらえる」世帯が多く、就学前児童で63.8%、小学生で51.5%となっています。小学生では「緊急時等に預かってもらえる友人・知人がいる」も増えています。

日頃子どもを預かってもらえる親族・知人[%・複数回答]



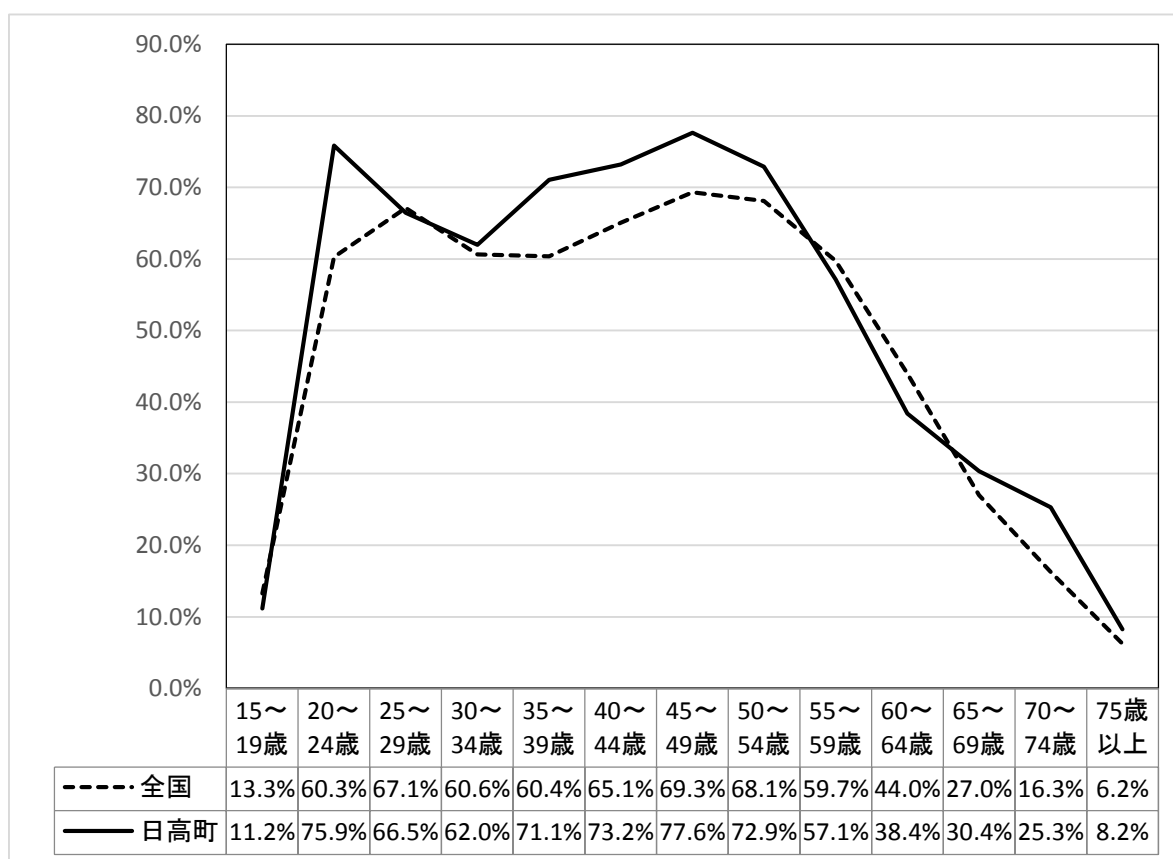
資料: アンケート調査

(2) 母親の就労状況

女性就業数は平成 22 年が 1,478 人で、全就業者数 (3,408 人) に占める女性の割合は 43.4% となっています。年齢別で女性の就業状況を見ると、20 歳代前半で上昇した就業率が、20 歳代後半から 30 歳代で 60% 台に低下し、40 歳代で 70% 代に戻るといった M 字型カーブを示しています。

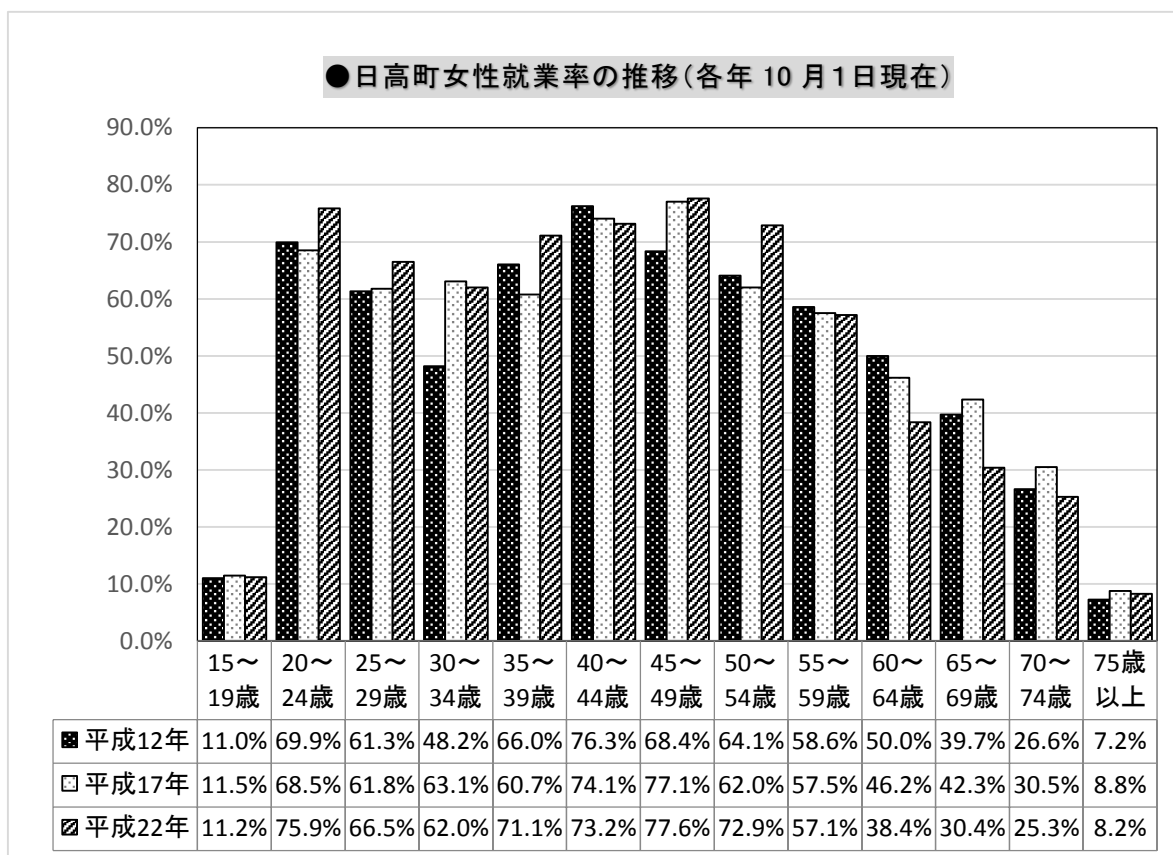
全国平均との比較では、20 歳代前半と 30 歳代から 50 歳代前半までの就労率が、日高町の方が全国よりも高く、その分、M 字カーブの勾配が急となっています。

● 年齢別女性就業率(平成 22 年 10 月 1 日現在)



資料: 国勢調査

女性の就業率は20歳代から50歳代は概ね高まっています。20～24歳、25～29歳は平成22年に就業率が高まり、30～34歳は平成12年に比べ平成17年は大幅に増加しています。

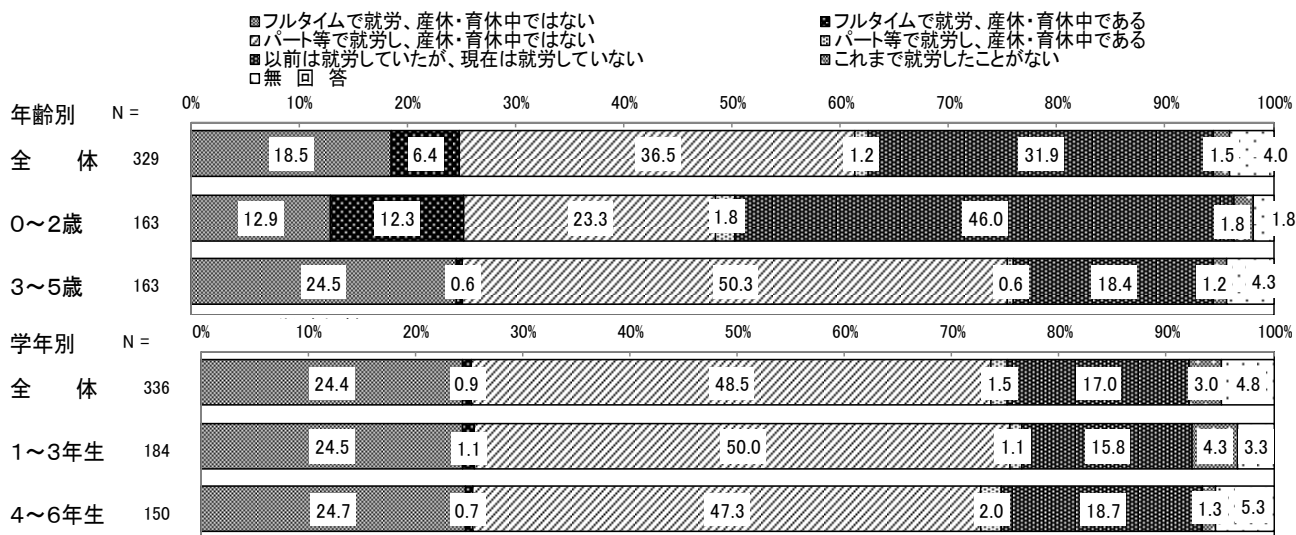


資料:国勢調査

アンケート調査をみると、就学前児童では「パート等で就労し、産休・育休中ではない」が36.5%で最も多く、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が31.9%、「フルタイムで就労、産休・育休中ではない」が18.5%で続いています。

小学生では「パート等で就労し、産休・育休中ではない」が48.5%で最も多く、「フルタイムで就労、産休・育休中ではない」が24.4%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が17.0%で続いています。

母親の就労状況[%]



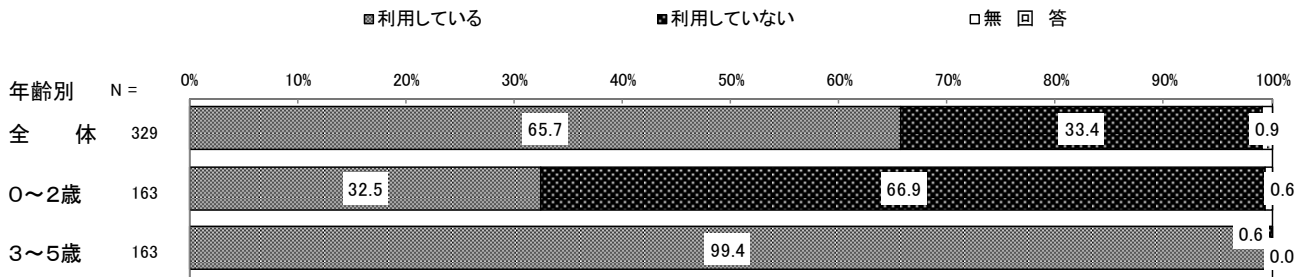
資料:アンケート調査

(3) 定期的な教育・保育事業の利用（就学前児童）

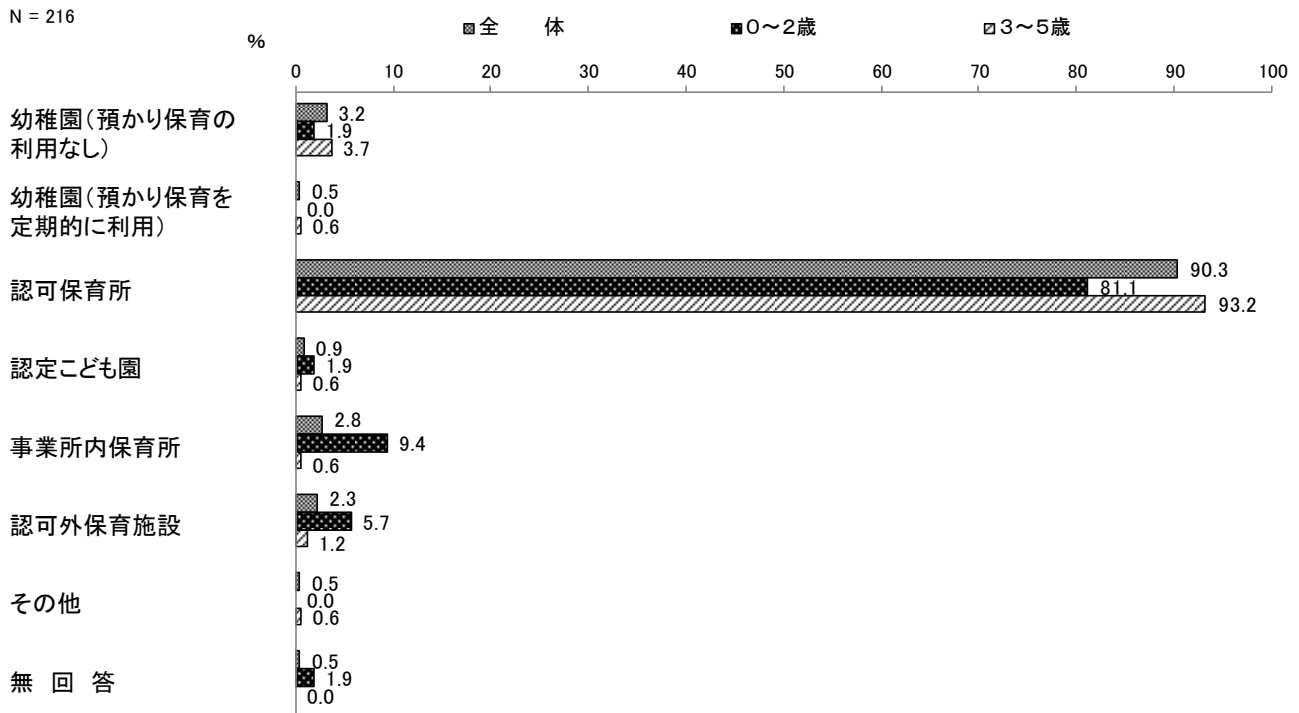
0～2歳で「利用している」が32.5%ですが、3～5歳では99.4%となっており、3～5歳の大半が利用しています。また、1歳ごとでも、年齢が上がるとともに「利用している」が増える傾向にあります。

教育・保育先では、「認可保育所」が90.3%で特に多くなっています。

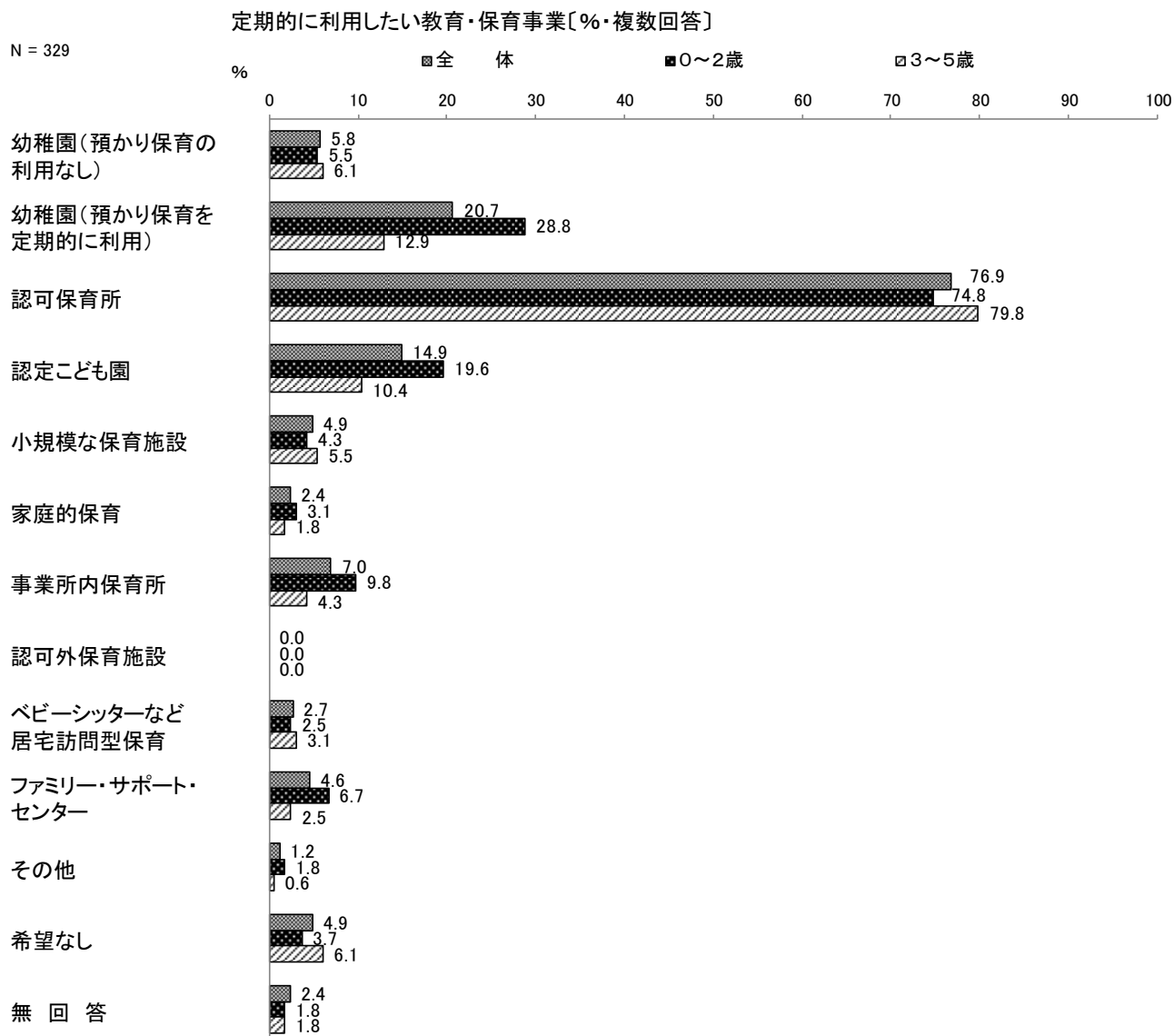
定期的な教育・保育事業の利用[%]



利用者／教育・保育先[%・複数回答]



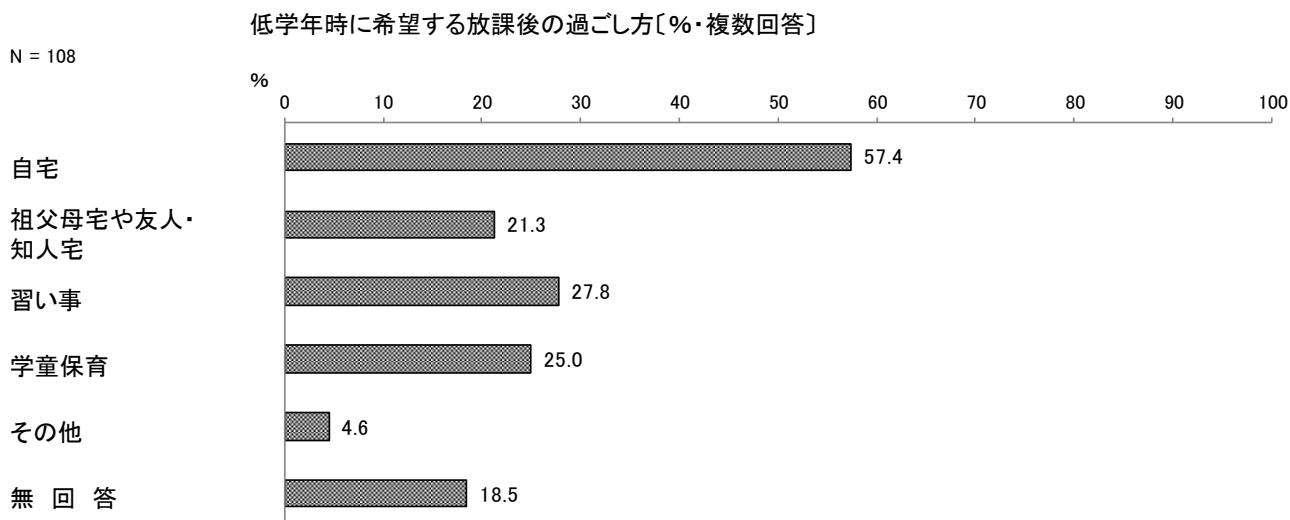
今後、定期的に利用したい事業では、「認可保育所」が76.9%で最も多く、「幼稚園（預かり保育を定期的にご利用）」が20.7%、「認定こども園」が14.9%で続いています。



(4) 放課後児童クラブの利用（就学後児童）

小学校就学後の放課後の過ごし方として、「自宅」が 57.4%で最も多く、「習い事」が 27.8%、「学童保育」が 25.0%、「祖父母宅や友人・知人宅」が 21.3%で続いています。

希望する週あたり日数の平均は「自宅」が 3.9 日、「祖父母宅や友人・知人宅」が 2.7 日、「習い事」が 1.7 日、「学童保育」が 4.5 日、「その他」が 3.0 日となっています。また「学童保育」の希望終了時間の平均は 17 時台となっています。



(5) 児童・生徒数の状況

① 保育所利用者数の推移

3つの町立保育所の通所児童数は、各年定員 285 人に対し、平成 22 年から 25 年までは若干の超過で推移してきましたが、26 年には若干利用数が減り 273 人、定員充足率 95.8%となっています。

●保育所の通所状況(各年 4 月 1 日現在)

(人)

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
町内保育所数	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所
保育所利用者	288	294	293	292	273

資料:住民福祉課

② 小中学校児童・生徒数の推移

町内3校の小学校通学者は、近年500人前後で推移していましたが、平成24年は470人、25年は475人とここ数年減少しています。

また、町内1か所の中学校の生徒数は、平成23年240人、24年199人、25年216人となっています。

●小・中学校の学籍状況(各年5月1日現在)

(人)

		平成23年	平成24年	平成25年
小学校	学校数	3校	3校	3校
	児童数	506	470	475
中学校	学校数	1校	1校	1校
	生徒数	240	199	216

資料:教育委員会

3. 計画のめざすもの

【1】日高町のめざす次世代育成支援の方向

(1) 基本とする考え方

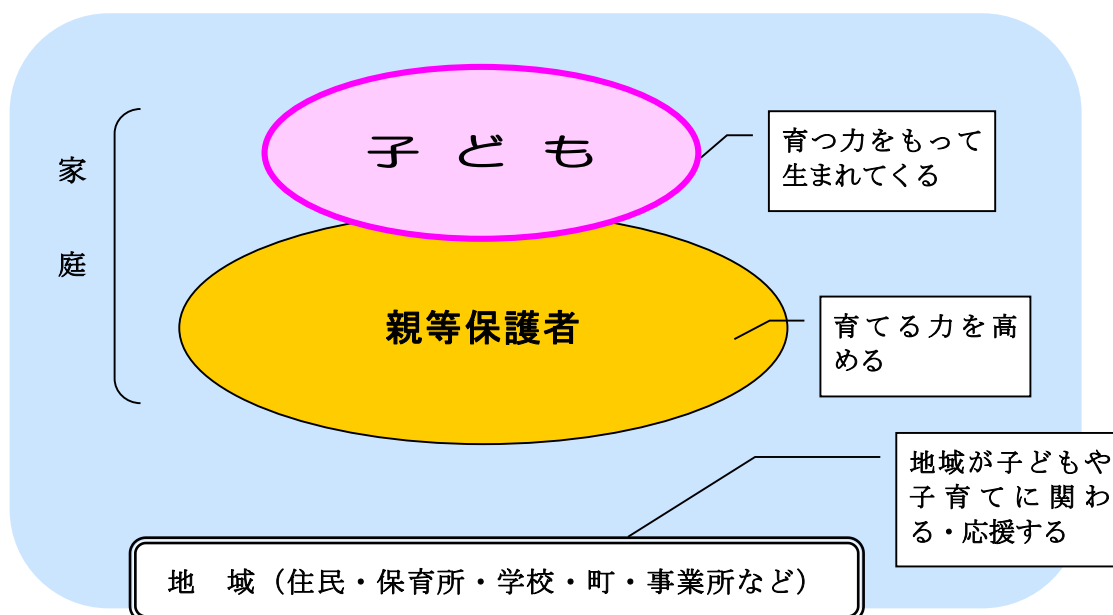
次世代育成支援対策の基本理念は、「父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行わなければならない。」（次世代育成支援対策推進法より）と示されています。

日高町の子どもと子育て家庭の状況を考えると、祖父母等と同居していなくても近くに住んでいるなどの状況がうかがえます。子どもを中心に子どもがいる家庭を、地域が関わりながら側面的に支援することが日高町のめざす次世代育成支援の姿勢と考えます。

そもそも、子どもは『育つ力』をもって生まれてきます。子どもの『育つ力』を親の『子どもを育てる力』で伸ばしていくことが子どもの育ちであり、親としても人間的な成長につながります。しかし今の社会では、核家族が増え、社会経済活動が複雑になり、子どもを育てる力に気づいたり、考えたりする機会が減り、不安が増大していることが指摘されています。日高町においても、新しい住宅地への転入者の増加なども一部みられるとともに、核家族や共働き世帯の増加もうかがえます。だからこそ、子育て家庭が安心して子育てできるように地域で関わりをもっていくことが重要です。

このようなことから、『次世代をみんなで育てる ひだか』を次世代育成支援の計画テーマに設定し、あったかい家庭、あったかい地域、あったかい町で次世代が育つ日高町をめざして町全体で取り組みます。

●日高町のめざす次世代育成支援の姿

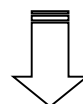
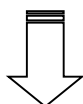
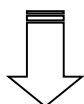


★ 次世代をみんなで育てる ひだか ★

後期計画における課題をふまえ、取り組んでいきます。

●前計画の主な取組み

- 保育所の施設整備、低年齢児保育の受け入れ体制の拡大
- 放課後児童クラブの開始
- 子どもの登下校時の見守り活動の推進
- 乳幼児医療費やインフルエンザ予防接種などの費用負担の軽減



●本計画期間の課題

- ◎低年齢児の保育ニーズは継続して高く、共働き世帯やひとり親世帯などで保育ニーズは高まっている。通常保育をはじめ、一時保育などの保育サービスの充実を図っていくことが必要。
- ◎地域子育て支援センターにおいて、就園前の子ども・保護者が気軽にいつも集まることができる場、相談できる場をつくり、子育てを支援していく。
- ◎放課後児童クラブの利用ニーズが高まっていることから、日高町子どもクラブの定員の見直しを行うなど更に保護者の皆様が安心して働ける環境の整備に努める。
- ◎子育て関連情報の提供の方法等を検討して、情報提供を行う。

(2) 基本視点

「次世代をみんなで育てる ひだか」の実現にむけ、各種施策・事業を推進するすべての場面で、以下の視点をふまえて取り組みます。特に、子育て支援は親のための支援という面だけではなく、子どものために、子どもの育ちを基本に考える認識を広げていきます。そして、子どもが成長して親になることに留意し、次代につなぐ視点を重視します。

●基本視点

基本視点① 子どもの視点

すべての場面で子どもの幸せを第一に考え、子どもの人権そして利益が最大限に尊重されることが最も重要なことです。そして、子どもの成長にあった視点を基本とします。また、子どもの目線で課題をとらえ、適切な対応に努めます。

基本視点② 次代の親づくりの視点

子どもは成長して次代の親となる存在であり、豊かな人間性を形成して、自立して家庭をもつことに留意し、子どもの健やかな育ち支援の視点を重視します。

基本視点③ 地域で応援する視点

次世代育成支援対策は、父母等の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、町だけでなく企業や地域全体が協力して取り組むべき共通の課題として協働で取り組み、地域の様々な資源の有効活用を基本とします。

基本視点④ すべての子どもと子育て家庭の支援の視点

親が子育てに孤立することを防ぐことは、親子にとって重要なことです。問題を抱える家庭が増える傾向のなか、広くすべての子どもと家庭への支援の視点で推進します。

基本視点⑤ サービスの質の視点

子育て家庭の実態や子育て支援サービス利用者のニーズの多様化に配慮し、利用者の視点に立った柔軟で総合的な取り組みが求められます。このような取り組みにより、サービスの質が向上し、利用者の満足度が高まるように推進します。

(3) 計画期間の推計人口

近年5年間の総人口及び児童人口、出生数の推移から、コーホート変化率法で計画期間の児童人口及び総人口を推計します。平成24・25年度の変化率による人口推計を行い、現状をふまえて計画期間の人口・児童数を設定します。

① 推計児童人口

計画期間の推計児童数は、0～3歳で実績より概ね増加、4～5歳で、上下はあるものの基本横ばい、全体として増加基調となっています。平成31年の0～5歳の推計児童数は、合計で515人と推計されます。

●児童人口の推計(各年4月の推計児童人口)

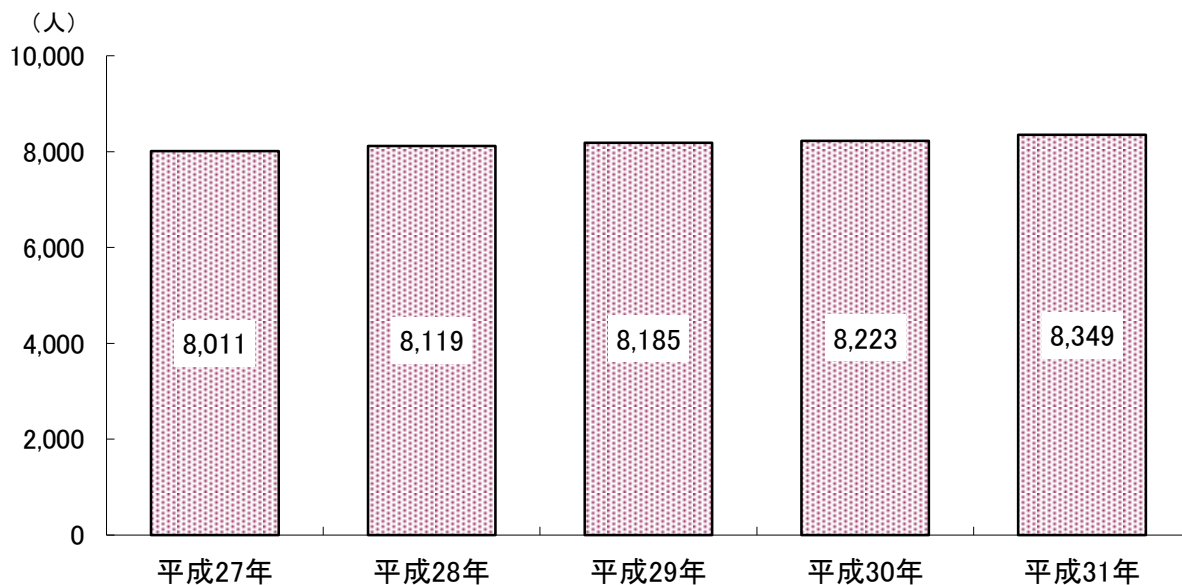
(人)

	実績人口		推計人口				
	平成24年	平成25年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0 歳	62	60	68	71	74	77	81
1 歳	65	68	73	75	78	81	84
2 歳	73	70	71	79	81	84	87
3 歳	67	76	76	74	82	84	87
4 歳	91	71	77	80	78	86	88
5 歳	66	94	82	79	82	80	88
計	424	439	447	458	475	492	515
6 歳	81	66	73	82	79	82	80
7 歳	79	82	96	75	84	81	84
8 歳	85	78	66	95	74	83	80
9 歳	83	87	83	68	98	77	86
10 歳	84	82	79	82	67	97	76
11 歳	95	85	87	80	83	68	99
計	507	480	484	482	485	488	505
12～17 歳	494	505	510	519	521	520	493
合計	1,425	1,424	1,441	1,459	1,481	1,500	1,513

② 推計人口

推計児童数と同様に、平成 24・25 年変化率による推計では、微増傾向が見込まれます。平成 31 年の人口は 8,349 人と推計され、総人口に占める 0～17 歳児童人口の割合は 18.1%と見込まれます。

● 総人口の推計(各年4月の推計人口)



(%)

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
総人口に占める0～17歳児童人口の割合	18.0	18.0	18.1	18.2	18.1

※児童：児童福祉法で、18歳未満の者と定められており、この計画は日高町に住むすべての児童を対象としています。

(4) 基本目標

日高町の次世代育成支援のめざす姿を実現するために、取り組む具体的な各種施策・事業を4つの目標に大別して示します。

目標1 子どもの成長にあった心身の健康支援

親が安心して妊娠・出産を迎え、子どもが健やかに発育・成長できるように、健診や保健指導・相談など、親子それぞれにきめ細かな母子保健事業の展開を図ります。また、次代の親づくりと住民の各成長段階にあった健康づくりの視点から、思春期保健対策と家族ぐるみの健康づくりを推進します。

目標2 子どものための子育て支援の輪づくり

親が子どもに愛情をもって接し、楽しく子育てして、子育てしてよかったと感じられることが、子どもにとっても安心でのびのびした育ちにつながります。このために、子どものための保育サービスをはじめ、親の子育て力を高め、孤独感や負担感を軽減する側面的な支援など、子育て支援のネットワークづくりをめざします。

また、養育や家庭に関する問題を抱えて支援や関わりが必要な親子に、適切に対応して支援する体制づくりに取り組みます。

目標3 子どもが育つ・伸びる学びの環境づくり

地域を思うおおらかな心と生きる力を伸ばし、心豊かな人間性を養い、地域が関わりながらの多様な体験や学習活動、スポーツ活動により、自立したたくましい日高の子どもの育成をめざします。

目標4 親子が愛着と安心を感じて暮らせる地域づくり

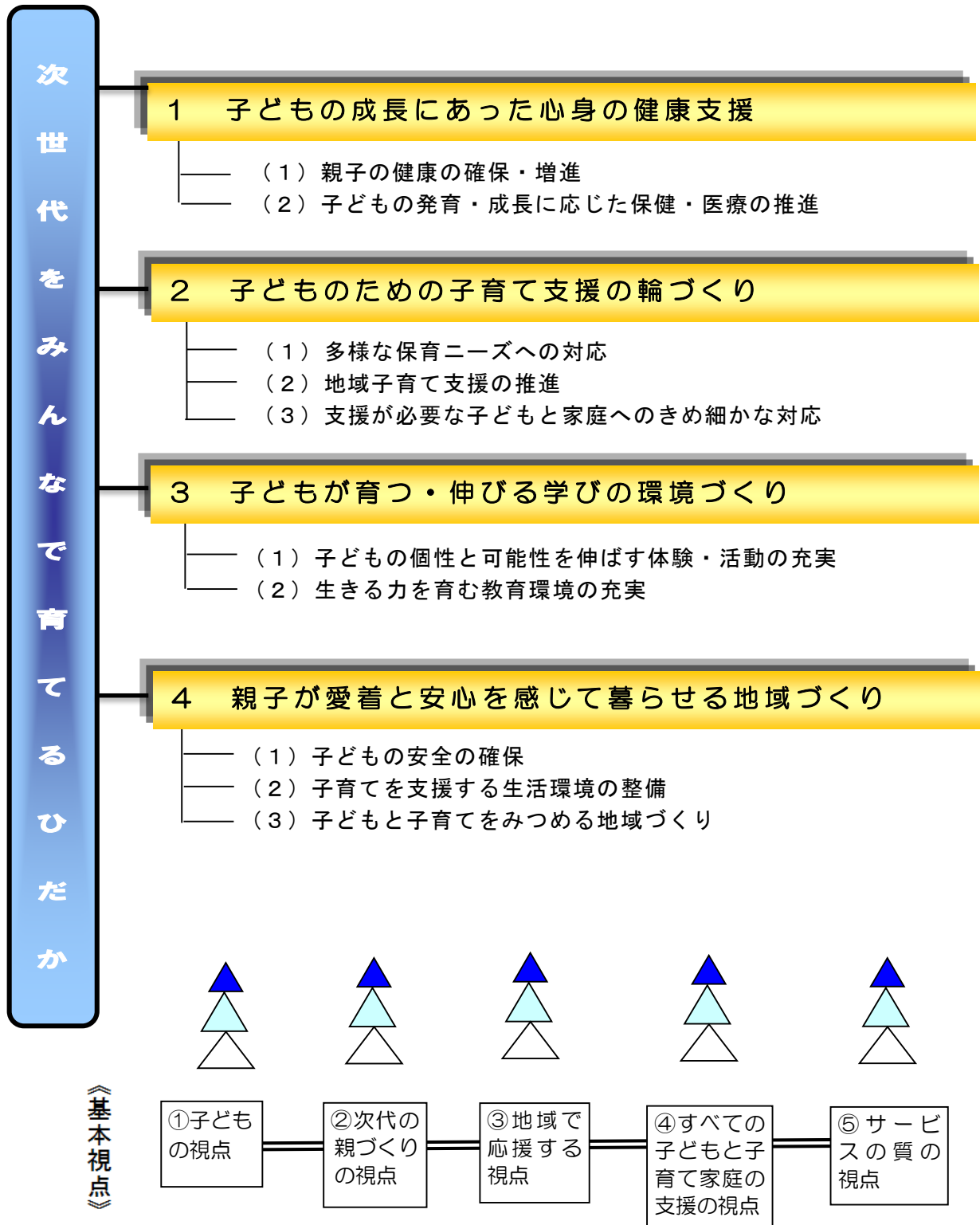
公共施設や道路など生活環境対策をはじめ、地域での安心活動・安全対策を推進します。あわせて、子どもと子育てを理解して子どもの育ちに関わる活動を推進し、子育て・家庭・仕事の両立支援の意識の啓発など、子どもと子育てをみつめる地域づくりをめざします。

そして、子どもたちが日高町を愛する気持ちを深め、地域の一員としての役割を認識できるように地域が関わり、働きかけます。このような子どもと子育てのハード・ソフト両面の環境づくりに努め、地域で子どもの育ちを応援します。

【2】施策の全体像

《計画のテーマ》

《基本目標》



4. 次世代をみんなで育てる行動計画

【1】子どもの成長にあった心身の健康支援

●主な課題●

- 正しい生活習慣が定着していない、妊娠中または産後働く母親の増加、さらには妊娠までに乳幼児とふれあう機会が少ないことなどで、妊娠・出産に対して不安をもつ親が増えている。
- 第一子の場合などは、特に子どもの発育・成長、子育てに関する不安感が強いといえる。また、健診結果で指導が必要な子どもの増加、正しい生活習慣が定着しにくい状況などもみられ、子ども一人ひとりに合った相談・指導が課題である。
- 乳幼児から思春期まで、成長段階に合った育ちの支援が必要である。
- 中高生をはじめとして、親になるまでに地域で乳幼児とふれあう機会が少なくなっている。生命の尊さを知る機会として、また次代の親を育てるという点から取り組む必要がある。

●具体的な取組み●

(1) 親子の健康の確保・増進

妊娠から出産までの不安を軽減して、妊娠期を支援するとともに、育児に向かう準備を支援します。健診の受診・相談・情報提供、その後のフォローに努め、親子の健康の確保・増進を図ります。

① 健診等

母子に関する各種健診事業は広く定着し、高い受診率を保持しており、一人ひとりの発達・成長を把握できるように努めています。母子手帳の交付をきっかけに、妊娠期から出産、出産後の訪問指導、乳幼児健診へとつながりを重視した子どもの健やかな発育と子育て支援をめざして保健事業を展開します。

施策・事業	現状・内容	今後の取組み・目標	担当課
母子健康手帳の交付	<p>妊娠、出産、乳幼児期から就学まで一貫した健康手帳として妊娠届出時に交付している。</p> <p>また、妊娠届出時に保健師が面接し、妊婦アンケートを基に相談を行い、妊婦の既往歴、妊娠時の状況、妊娠に対する気持ち、家庭環境等を把握し、必要時フォローにつなげている。</p> <p>平成 25 年度:実績 63 人</p>	●継続して実施し、情報提供等に努める。	健康推進課
妊婦一般健康診査	<p>妊娠中の異常を早期に発見し、適切な援助を講じ、母子の健康増進を図るために実施している。医療機関委託にて 14 回分(22 枚)の受診票を母子健康手帳交付時に発行している。</p> <p>また、妊婦健診で支払った自己負担分を、出産後に償還払いしている(上限 1 万円)。</p> <p>転入者には、妊娠週数に応じて受診票を交付している。</p>	●継続して実施する。	健康推進課
乳幼児健康検査	<p>乳幼児の発達過程における問題の早期発見をし、健やかな子育て支援の充実を図るために4・10 か月検診、1 歳 6 か月検診、2 歳児検診、3 歳児検診を実施。</p> <p><平成 25 年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・4 か月児 62 人 (受診率 98.4%)8 回/年 ・10 か月児 64 人 (受診率 100%)8 回/年 ・1 歳 6 か月児 70 人 (受診率 100%)4 回/年 ・2 歳児 72 人 (受診率 98.6%)5 回/年 ・3 歳児 78 人 (受診率 97.5%)6 回/年 	●継続して実施する。	健康推進課

施策・事業	現状・内容	今後の取組み・目標	担当課
1歳6か月児歯科検診・2歳児歯科・3歳児歯科検診	<p>虫歯の予防、口腔内の清潔に努め、咀嚼やくや虫歯発生の問題を含め、将来にわたり歯の健康を保つよう支援するため実施している。</p> <p>2歳児検診では、歯科診察と、歯科衛生士による個別のブラッシング指導を行っている。</p> <p><平成 25年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・1歳6か月児 70人 (受診率 100%)4回/年 (罹患率 10.0%) 1人当たりう歯保有数 0.40本 ・2歳児 72人 (受診率 98.6%)5回/年 (罹患率 15.3%) 1人当たりう歯保有率 0.70本 ・3歳児 78人 (受診率 97.5%)6回/年 (罹患率 34.6%) 1人当たりう歯保有率 2.00本 	●継続して実施する。	健康推進課
保育園児に対する健康診断など	<p>保育園児を対象に内科検診を2回、眼科及び歯科検診を1回毎年実施している。ぎょう虫、尿検査も年1回、身体測定(身長・体重は毎月、胸囲は年3回)を実施している。</p>	●継続して実施する。	住民福祉課
小中学生に対する健康診断(学校での健康診断)	<p>児童生徒に対して、内科健診・歯科健診・眼科健診・耳鼻科健診・結核検診・検尿・ぎょう虫検査・心電図検査を行っている。また、就学予定児童に対しては、就学時健康診断を行っている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●児童生徒の定期検診を継続して実施する。 ●就学前健康診断を継続して実施する。 	教育課
乳児家庭全戸訪問(こんにちは赤ちゃん事業)	<p>乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会として、生後2か月までに保健師が訪問し、不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、母子の心身の状況や育児環境等の把握及び助言を行っている。</p>	●継続して実施する。	健康推進課

施策・事業	現状・内容	今後の取組み・目標	担当課
<p>予防接種</p>	<p>予防接種により感染症予防に努めるとともに、正しい知識の普及を図るため定期予防接種を実施。乳幼児でヒブ、肺炎球菌、四種混合、BCG、MR1期、2期、水痘、日本脳炎、小学6年生に2種混合を委託医療機関にて実施。</p> <p>日本脳炎は、平成 22 年度から積極的勧奨を再開し、個別に委託医療機関にて実施。</p> <p>子宮頸がん予防接種は副反応の発生により、平成 25 年6月から積極的勧奨を差し控えているが、摂取希望者へは発行している。平成 26 年 10 月から水痘予防接種が定期接種に加わった。</p> <p><平成 25年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・【ポリオ】1 回目 100% 2 回目 75.0% 3 回目 83.3% 追加 89.1% ・【BCG】5 か月未満 100% 5 か月以上 1 歳未満 91.4% ・【三種混合】1 回目 100% 2 回目 100% 3 回目 66.7% 追加 87.0% ・【二種混合】91.7% ・【MR1 期】86.5%【MR2 期】94.6% ・【四種混合】1 回目 91.4% 2 回目 90.1% 3 回目 78.7% 追加 60.0% ・【日本脳炎(積極的勧奨対象者)】 1 回目 86.2% 2 回目 82.9% 追加 97.0% 2 期 75.0% ・【ヒブ 】1 回目 97.1% 2 回目 95.7% 3 回目 95.7% 4 回目 89.3% ・【肺炎球菌】 1 回目 97.1% 2 回目 95.7% 3 回目 95.6% 4 回目 89.9% ・【子宮頸がん】 中学 1 年生 1 回目 57.1% 2 回目 14.3% 3 回目 5.7%(平成 25 年 6 月積極勧奨中止) ・【子どもインフルエンザ】 1 回目 751 人 2 回目 569 人。 	<p>●継続して実施する。</p>	<p>健康推進課</p>

② 保健指導・相談等

発育や育児に関する不安の軽減を図り、子どもに向かい合えるように、事故防止の啓発、発育相談、保健指導をケース・内容に応じて集団または個別で行います。

幼少期から正しい生活習慣を身につけられるように、健診や保健活動で親に働きかけます。

施策・事業	現状・内容	今後の取組み・目標	担当課
事故予防	<p>保健所主催により、4か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診時に安全チェックリストへの記入を保護者にしてもらい、事故予防のリーフレットを配布し、指導を行っている。</p> <p>平成22年度からは、事故事例(個票)の聞き取りもしている。</p> <p>健診会場には事故予防の啓発グッズを展示している。</p> <p>乳児訪問(こんにちは赤ちゃん事業)時に、保健所で作成した「子ども救急ハンドブック」の配布により情報提供を行っている。</p>	●継続して実施する。	健康推進課
妊産婦訪問指導	<p>健やかな子どもを育てる母親の健康増進、不安の軽減を図るために保健師が訪問している。対象はハイリスク妊産婦、全ての産婦である。訪問指導により、生活状況の把握、対象の不安の軽減、健康の保持増進につながっていると推測できる。</p> <p>平成25年度:妊婦訪問3人産婦については、前述の「こんにちは赤ちゃん事業」で訪問指導を実施した。</p>	●継続して実施する。	健康推進課

施策・事業	現状・内容	今後の取組み・目標	担当課
発達相談(すくすく相談)	<p>乳幼児健診において経過観察が必要と認められた幼児を対象に、臨床心理士による発達相談(すくすく相談)を実施している。平成 27 年度からは年4回から年6回に回数を増やし実施している。保健所においても月2回発達相談を実施しており、随時紹介している。</p> <p>また、このすくすく相談の利用を促進し、必要に応じ、関係機関に紹介し、早期療育につなげている。</p> <p>平成 25 年度:4 回 実 11 人 延 12 人。</p>	●継続して実施する。	健康推進課
一般不妊治療費助成制度	<p>県の事業に基づき、不妊・不育治療の助成を行っている。平成 26 年度より助成額を3万円から 20 万円に拡大し、経済的負担の権限を図っている。</p> <p>町ホームページ、広報に掲載し、事業についての周知を図る。</p> <p>平成 25 年度の申請者数延9件</p>	●継続して実施する。	健康推進課



(2) 子どもの発育・成長に応じた保健・医療の推進

子どもの成長段階に即した健康課題に対応し、正しい食生活・生活習慣の定着を促進します。また、近隣医療機関と連携しながら救急体制の周知を図ります。

① 食育の推進

発育・成長の著しい幼少期から望ましい食習慣を身につけ、食事の大切さや地産の食品を知る機会が増えるように、地域での実践活動と連携を図りながら、子どもの成長に応じた食育を推進します。

施策・事業	現状・内容	今後の取組み・目標	担当課
親子食育教室	子どもたちが食の大切さを学び、好ましい食習慣を身につける場として、親子がいっしょに料理に取り組むことにより、ふれあい、話し合う機会を増やし、心豊かな子どもたちを育むことを目的として、日高町食生活改善推進協議会が主体となって平成 19 年度から実施している。 平成 25 年度:10 組 27 人参加	●継続して実施する。	健康推進課
食育推進教室	食事は生活の根幹であることから、若年者のうちから好ましい食習慣を身につけることにより、正しい人間形成を図ることができ、子どもたちが健やかに成長することを目的に、日高町食生活改善推進協議会が主体となって保育園児を対象に実施している。 平成 25 年度:150 名(志賀保育所)	●継続して実施する。	健康推進課
学校給食での食育活動の推進	学校給食を平成 16 年度から実施している。地産地消をめざした取組みを展開している。 栄養士による食育指導	●継続して実施する。	教育課

② 乳幼児医療に関する取組み

今後もかかりつけ医の定着をさらに図り、夜間・休日の医療体制に関する情報、小児救急電話相談事業（#8000）を町の広報や役場お知らせ、パンフレットや健診機会を活用して周知を徹底します。

小児医療に関しては、子育て家庭の不安感・負担感が大きいことから、妊婦医療費助成事業と乳幼児医療費の助成制度を継続実施し、適切な利用を促進します。

施策・事業	現状・内容	今後の取組み・目標	担当課
妊婦医療費の助成	妊娠届け受理日から、出産完了日までの間、産婦人科で受けた診療のうち、保険適用分の自己負担額を助成する。 平成 25 年度:対象者 56 名	●継続して実施する。	住民福祉課
乳幼児医療費の助成	中学3年生修了時までの児童に対し、診療にかかる費用のうち、保険適用分の自己負担額を助成する。 平成 25 年度:就学前 521 名、中学修了前 750 名 町単独で、平成 27年度より高校3年生までに拡大して実施。	●継続して実施する。	住民福祉課
小児救急体制に関する周知	医療体制については、広報ひだか、町 HP で周知を図っている。事故防止は健診等で啓発している。 健診での事故防止の啓発、夜間・休日の医療体制及び小児救急電話相談事業（#8000）の周知を図っている。	●継続して実施する。	健康推進課



【2】子どものための子育て支援の輪づくり

●主な課題●

- 町内3つの町立保育所に、ほとんどの子どもが通っている。随時入所を受け付け、保育所では地域との交流活動、交通安全なども含めて多様な保育内容となるように取り組んでいる。アンケートでは情報提供や保護者との連携など側面的な充実を望む声もみられることから、保育の質の向上を図る必要がある。
- 急用の場合なども含め、身近に子育てを手伝ってくれる人がいない、子育てのことを気軽に相談できる人がいない、近所に同年代の子どもがいないことで、孤立した子育てが不安を増大させる傾向がある。これは特に保育所に通う前の子育て家庭で多く、側面的な支援が求められる。
- ひとり親世帯の増加、障害をはじめ、児童虐待や家庭問題などで支援や関わりが必要なケースが増えることが見込まれる。このためのネットワークづくりが課題である。

●具体的な取組み●

(1) 多様な保育ニーズへの対応

就学前児童の家庭以外の保育場所として、保育所で様々な体験による育ち支援と生活習慣の定着を図ります。また、利用状況と保護者の保育ニーズを把握して、保育の質の向上を図ります。

利用者の保育ニーズと利用状況を詳細に把握して、子どもの育ちを支援する保育サービスを推進します。通常保育では低年齢児の受け入れ体制の拡充、延長保育、病児保育を継続して実施するとともに、多様な保育ニーズに対応するため、一時保育の充実をめざします。

0歳児からの受け入れができる体制となり、今後も、各保育所で保育内容の充実とともに、保育所間の連携、内部評価の導入を図りながら、子どもの育ちの支援と子どものための保育を推進します。

施策・事業	現状・内容	今後の取組み・目標	担当課
<p>保育所(通常保育)※</p>	<p>共働きなどで、保育に欠ける子どもを保育所において保育する。 町内では、内原・志賀・比井の3保育所があり、いずれも町立(公立)保育所である。平成 17 年度には志賀保育所で0歳児からの保育を開始、施設整備済み。バスでの送迎あり。保育時間は7時 30 分～19 時の延長保育を実施。 乳幼児(0歳児、1歳児、2歳児)の入所希望者が増えており、部屋の改築を行い、低年齢児の受け入れ体制を拡充し、平成 22 年度には定員を倍増させている。 平成 25 年度:299 人(内広域入所:30 人)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●土曜日の1日保育、休日保育等保育サービスの充実が必要であり、それに伴う保育士の確保が重要な課題と思われる。 ●また、幼稚園のない当町にとっては就学前児童(3～5歳児)の就学前教育についても検討の余地がある。 ●運営方法についても引き続き検討する。 	<p>住民福祉課</p>
<p>延長保育事業※</p>	<p>3保育所で 19 時までの延長保育を実施している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●継続して実施する。 ●19 時以降についてはニーズ把握に努める。 (実施状況については19 時まで利用した児童をカウント) 	<p>住民福祉課</p>
<p>一時預かり事業※</p>	<p>保護者の就労や急用等、育児疲れの解消などで就園前の子どもを一時的に預かるサービスで、志賀保育所で実施している。 緊急の保育に対応できる一時保育を平成 22 年度から実施している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●継続して実施する。 	<p>住民福祉課</p>

施策・事業	現状・内容	今後の取組み・目標	担当課
病児病後児保育※	<p>入院を必要としない程度の症状で、病気の急性期～回復期にあたり家庭や集団生活での保育が困難な子どもを一時的に預かる事業。平成 20 年度より御坊市、由良町と合同で、北出病院内で実施している。</p> <p>平成 25 年度:延 31 人利用。</p> <p>平成 23 年度より美浜町を加え実施</p> <p>平成 24 年度より北出病院新築に伴い定員を 3 名から 4 名に拡大</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●継続して実施する。 ●日高管内の自治体に参加を呼びかけると共にサービス周知を図り利用人数を拡大させていく。 	住民福祉課
子育て短期支援事業(ショートステイ事業)※	<p>児童を養育している家庭の保護者が、疾病などの社会的な理由により、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合及び暴力などが起因で緊急一時的に保護を要する場合などに、児童福祉施設等において児童を一時的に養育及び保護する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●継続して実施する。 ●県内 2 か所の児童養護施設を利用する体制となっており、利用についての相談等に適切に対応する。 	住民福祉課



施策・事業	現状・内容	今後の取組み・目標	担当課
学童保育所※	<p>保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図ることを目的に平成 19 年9月に設置。</p> <p>町内全小学校が対象で、月曜日から土曜日までで、平日は授業終了後から午後6時まで、土曜日は8時 30 分から午後6時まで開所している。</p> <p>学校から学童保育所まで送迎し、帰りは保護者が迎えに来ている。一部、高学年の利用もみられる。</p> <p>平成 21 年度からは定員を 30 人に拡大。</p> <p>利用ニーズの増加に伴い、平成 22 年度は定員を 40 人に拡大し、常駐指導員も2名から3名へ増員。更に平成 23 年度に定員を 60 人に拡大し、常駐指導員も3名から4名に増員。</p> <p>施設についても、平成 23 年度に教育委員会棟全てを学童保育所として整備。</p> <p>平成 25 年度:入所児童数は常時が 44 名、臨時が 21 名</p>	<p>●利用ニーズの増大が予想されるが、現在の運営体制や施設では、これ以上の定員増は難しいため、新たに学童保育所の場所等について検討する必要がある。</p>	教育課
保育の質の向上	<p>保育の質の向上アクションプログラムを作成し、各保育所での取組みを支援している。</p>	<p>●継続して実施する。</p>	住民福祉課

※国の示す保育事業（以下同様）であり、目標量は関係資料を参照。

(2) 地域子育て支援の推進

子育ての側面的な支援として、地域の子育て活動、親子の仲間・居場所づくり、子育てに関する情報など、子育て支援のネットワークを広げます。

① 地域子育ての推進

保育所通所前の子どもと親が集まる場を確保し、その親の子育てに関する不安を取り除くための機会として、親子の居場所と地域子育て活動の場を増やします。

施策・事業	現状・内容	今後の取組み・目標	担当課
子育て広場	<p>子育ての正しい知識の普及とともに子どもや親同士の交流を図るために、平成 13 年度より実施。実施回数は年 12 回、妊婦から乳幼児と保護者を対象に開催している。子どもの心身の発育・発達を感じると同時に、親同士の仲間づくりの場となっている。</p> <p>平成26年度からは子育て支援センターと共催で実施している</p> <p>平成 25 年度:54 組 384 名が参加</p>	●継続して実施する。	健康推進課
地域子育て支援センター事業※	<p>地域の子育て家庭に対する育児支援を行うことを目的として、育児不安などについての相談指導、子育てサークル等への支援及び地域の保育需要に応じた保育資源の情報提供などを実施する。</p> <p>平成 25 年 7 月 1 日より㈱共立メンテナンスに業務を委託し実施。</p>	●継続して実施する。	住民福祉課

② 相談・情報提供の充実

保健・福祉・教育など子どもと子育てに関する手続きは、各担当でも対応していますが、住民福祉課が主な窓口となっており、各担当で連携を図りながら利用を促進します。

子育てに関する情報を得ることは、子育ての不安の軽減につながることから、広報やホームページの有効活用を促進するとともに、子育て関連の情報をまとめた情報紙の作成に取り組みます。

施策・事業	現状・内容	今後の取組み・目標	担当課
子育て支援相談窓口	子育てに係るすべての相談事業を引き受ける一元的な相談窓口を住民福祉課に設置し、各種相談に対応する。 各課と連絡・調整を図りながら、相談しやすい窓口になるよう努めているが、子育てに係るすべての相談を住民福祉課で対応するには専門知識がなく困難な場合が多いため、保健師との連携を密にする必要が多々ある状況である。	●子育て支援センターを十分活用した子育て支援に努めていく。	住民福祉課
子育てに関する情報の提供	毎月の広報ひだか、町HP等で情報提供に努めている。	●継続して実施する。 ●子育て支援センターを通じての情報提供も併せて実施。 ●情報提供のあり方について検討する（特に子育て関連の情報紙の作成）。	住民福祉課

③ 子育て費用負担の軽減

すべての子どもと子育て家庭の支援の視点から、子育て費用の経済的な負担を軽減する子ども手当などについて、制度に基づき適切な利用を促進します。

施策・事業	現状・内容	今後の取組み・目標	担当課
児童手当の支給	児童を養育している方に児童手当を支給することにより、家庭における生活の安定と次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的とする。 平成 25 年度の対象児童:1034 名	●国の制度に基づいた事業実施を図る。	住民福祉課
要保護及び準要保護児童生徒就学援助	経済的理由により就学困難な児童生徒について、学用品費等必要な援助を行う。 平成 25 年度:準要保護児童 23 名、準要保護生徒 10 名	●継続して実施する。	教育課
保育料の減免制度	世帯の所得に応じて、国の基準よりも低い水準で設定している。	●継続して実施する。 ●3子以降の無料化制度については、県補助の動向も考え適切に実施する。	住民福祉課



(3) 支援が必要な子どもと家庭へのきめ細かな対応

障害をはじめ、養育・家庭生活などで様々な課題を抱えて支援が必要な親子に適切に対応できる体制を確保します。

① ひとり親家庭の支援

児童扶養手当とひとり親家庭児童激励金支給事業等の適切な利用を促進します。あわせて、ひとり親世帯が微増しており、ひとり親家庭の自立支援に向け、関係機関と連携して必要な生活支援、就業支援、各種相談に対応します。

施策・事業	現状・内容	今後の取組み・目標	担当課
児童扶養手当の支給	父と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。 平成 22 年度より父子家庭へ対象が拡大している。 平成 25 年度:85 名	●国の制度に基づいた事業実施を図る。	住民福祉課
ひとり親家庭児童激励金支給事業	疾病等で父又は母の死亡及び離婚によってひとり親家庭となった家庭の児童を激励し、健やかな育成を目的とする。児童1人につき、月額 2,000 円を支給。 平成 25 年度:61 世帯 86 名	●継続して実施する。	住民福祉課

② 障害のある子どもの自立支援

障害などで支援が必要な子どもの成長段階に応じて、療育や生活支援などにより自立にむけた支援を推進します。また、障害のある子どもとない子どもが共に学ぶ特別支援教育に必要な体制を確保します。また、身体的・知的な障害だけでなく、学習障害や自閉症など発達障害を抱える子どもへの支援について、関係課及び関係機関と連携した対応に努めます。

施策・事業	現状・内容	今後の取組み・目標	担当課
障害福祉サービスの推進	生活支援などに必要なサービスとして障害福祉サービス(地域生活支援事業)を実施。 在宅の重度障害児・者の日常生活の便宜を図るため、浴槽・訓練用ベッド等必要な日常生活用具、必要な補装具を給付する。 また、生活支援の観点から、適切な利用を促進している。	●国の制度に基づいた事業実施を図る。	住民福祉課
特別児童扶養手当	心身に中程度の障害のある20歳未満の児童を家庭で養育している者に支給される制度である。	●国の制度に基づいた事業実施を図る。	住民福祉課
障害児福祉手当	重度障害で常時介護を要する20歳未満の在宅者に支給される制度である。	●制度に基づき継続して実施する。	住民福祉課
和歌山県在宅重度障害児福祉手当	重度障害で常時介護を要する20歳未満の在宅者に支給される制度である。	●制度に基づき継続して実施する。	住民福祉課
特別支援教育就学奨励	特別支援学級へ就学する児童・生徒の保護者等の経済的負担を軽減するために援助を行う。 平成25年度:児童6名	●制度に基づき継続して実施する。	教育課
日高町心身障害児福祉手当	20歳未満の身体障害者手帳4級以上、療育手帳B1以上の所持者、精神障害者保健福祉手帳所持を養育する保護者に、心身障害児の福祉向上を図るために支給する町単独の福祉手当である。	●継続して実施する。	住民福祉課
障害児保育	3保育所で受け入れられる体制をとっている。	●継続して保育所での受け入れ体制の確保に努める。	住民福祉課

施策・事業	現状・内容	今後の取組み・目標	担当課
特別支援教育の推進	特別支援学級の設置、特別支援員を配置して学校生活を支援している。 具体的には学校施設のバリアフリー化に努めるとともに、特別支援教育の運営について、介助員の配置等の体制を確保している。	●今後も学校の要望を審査しながら支援員を配置していく	教育課
地域自立支援協議会を中心にしたネットワークの形成	障害者自立支援法の施行により、自立を支援するネットワークとして圏域で自立支援協議会を設置し、連絡・調整が円滑に行えるようになってきている。	●今後とも、圏域の自立支援協議会を中心に、関係機関とのネットワークを深め、支援体制の拡充を図る。	住民福祉課

③ 課題を抱える子ども・家庭への対応

子どもの心のケア、いじめや不登校対策などは、学校・関係課・関係機関が連携して対応します。また、児童虐待は潜在的で身近にありうる問題となっており、子どもが一人の人間としての尊厳を侵される危険のある問題に対して防止と対応力のある支援体制を確立します。

施策・事業	現状・内容	今後の取組み・目標	担当課
日高町要保護児童対策地域協議会	児童虐待の防止等に関わる法律が施行され、町と住民の責務を果たし、児童虐待の防止と適切な支援を図る体制づくりが急務となったことを受け、児童虐待防止ネットワークを組織し、防止対策と支援対策が的確に行えるように、連携・調整を図っている。また、この際には、児童虐待にとどまらず、子育て支援の観点から多問題を抱える子どもと家庭を支援する体制の確保も図っている。	●関係各課と連携・協力しながら児童虐待の防止対策と支援対策が的確に行えるよう努める。	住民福祉課
「心の教室相談員」の設置	日高中学校に1人(非常勤)を配置し、思春期における精神的に不安定な生徒、心に悩みを持つ生徒に対し、カウンセリング等を行い、生徒の心の安定を図る。校舎1階玄関横に「心の教室相談室」を設置し、相談員を配置して生徒が自由に出入りできる状況をつくらせている(1日4時間、年間420時間)。	●継続して実施する。 ●気軽に相談でき、一人ひとりに適切に対応できるように努める。	教育課

【3】子どもが育つ・伸びる学びの環境づくり

●主な課題●

- 年齢が異なる子どもとの活動、地域の大人と共に活動する機会が少なくなり、子どもの育ちに直接的な影響があるといわれている。これまでも社会教育活動のなかで、地域の協力を得ながら体験活動等を実施しており、今後は多面的な視点で体験活動や子どもたちの活動を拡充して参加を促進する必要がある。
- 学校教育指導要領の改訂などでも、心身の健やかな成長に様々な体験や交流が必要と再認識されている。教育内容の充実を図るとともに、体験・交流という視点で、地域を知り、交流できるような体験活動などを取り入れている。

●具体的な取組み●

(1) 子どもの個性と可能性を伸ばす体験・活動の充実

地域の大人や異年齢の子どもと学び、家族や日高町のよさを知り、自立を促進する取組みとして、地域の協力を得ながら多様な体験活動を展開します。

① 次世代育成と若者の自立の支援

次代の親の育成、若者の自立支援のため、生命の尊さ、家庭や人間関係の大切さを学ぶ機会、仕事や自分の今後を考える機会となる体験機会を拡充します。

施策・事業	現状・内容	今後の取組み・目標	担当課
思春期体験学習	<p>乳幼児とのふれあいを通して、生命の尊さや愛、父性母性の育成を図るため中学3年生を対象に実施している。乳児とのふれあいだっこ体験、離乳食試食、妊婦体験、たばこの害や中学生の食事について等の内容を取り入れている。参加した生徒、乳児の保護者にアンケートを行い内容の見直しを行っている。</p> <p>平成25年度:2回実施、56名が参加。</p>	<p>●継続して実施する（中学3年生対象）。</p>	健康推進課
中学校職場体験	<p>町内の職場での勤労体験を通じて、働く目的や意義またその厳しさについて理解し、職場に対する関心を深める目的で実施している。中学1年生は町内事業所に職場訪問し、事業内容等、調べ学習を実施。2年生は町内事業所に3日間職場体験する。</p> <p>事業所・職種などの拡充、職場体験機会の拡充などを継続して実施している。また、町内事業所へも啓発と協力依頼を図っている。</p>	<p>●継続して実施する。</p>	教育課



② 多様な体験活動の推進

子どもが多様な体験・活動により、個性と可能性を伸ばし、地域の人と接することにより、人間性豊かな人格を形成して自立できるように、保護者をはじめ地域の人や組織が関わりながら、多様な体験・活動の機会を拡充します。

施策・事業	現状・内容	今後の取組み・目標	担当課
公民館分館事業 ・星空観測会	<p>教科書の星や月だけではなく、本物の夜空に輝く星や月を実際にみて、感じて、楽しむ体験をして、少しでも宇宙に興味をもってもらうために実施。対象者は誰でも参加でき、無料とした。</p> <p>学校を通じて案内チラシを配布、中学校にはポスターを掲示。町内放送、ケーブルテレビ放映などで参加を呼びかけているが、参加者が少ない。</p> <p>平成 25 年度:75 人が参加</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●継続して実施する。 ●学校と連携して多くの子ども達に参加してもらえるように取り組む。 	教育課
青少年自然体験事業・磯観察会	<p>児童自身が磯の生き物を実際に見たり触ったりして、町内の海にどのような生き物が生息しているかを知るとともに、生き物への興味を持たせること、また、町内の自然に親しむ機会をつくり、日高町の自然のすばらしさを感じてもらうことを目的に、磯の生き物の話と磯の生き物調査の内容で実施。対象は小学生及び保護者。</p> <p>平成 25 年度:参加者は児童 29 名、保護者 7 名</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●継続して実施する。 	教育課

施策・事業	現状・内容	今後の取組み・目標	担当課
青少年自然体験事業・アサギマダラ観察会	<p>渡りチョウ「アサギマダラ」の生態学習やマーキング調査を通して、自然と生命の尊さを感じてもらふこと、自然の中で遊ぶことの楽しさや生き物への興味を持ってもらふこと、日高町西山に飛来する理由などから、町の自然環境のよさを知ってもらふことである。実施内容は①小学校コンピューター教室で、アサギマダラの生態やマーキング方法を学習、②西山ピクニック緑地周辺でのマーキング調査、③インターネット上のアサギマダラ情報ネットワークへの登録・情報発信。</p> <p>平成 25 年度:参加者9人</p>	<p>●継続して実施する。</p>	<p>教育課</p>
地域で子どもを育てる体制整備事業・学社支援ボランティアセンター設置	<p>青少年の体験活動・ボランティア活動等、様々な活動の場や機会の充実・推進を図ることを目的に同運営委員会を設け、運営のための協議を行った。また、コーディネーター3人を配置、毎週月曜日、中央公民館1階センター事務室に駐在。主な事業は子ども情報誌の発行、学校や公民館のおはなしの会、おはなし勉強会、図書室ボランティア活動の運営等。公民館子ども教室も、学社支援ボランティアを中心に運営、共催事業として実施した。</p>	<p>●平成 20 年度で終了。</p> <p>●学社支援ボランティアの自主運営活動として継続して実施されるように支援する。</p>	<p>教育課</p>



施策・事業	現状・内容	今後の取組み・目標	担当課
日高町青少年補導連絡協議会：青少年と大人の交流活動	会員と青少年が直接ふれあえる機会を持つことで、青少年健全育成の推進を図ることを目的に「ふれあいトーク」と「コマ回し教室」の2事業を実施している。「ふれあいトーク」では会員と日高中学校3年生が総合学習の時間を利用し、共通のテーマについて話し合うことでお互いを知る機会とする。また、「コマ回し教室」では会員が町内の小学1～6年生にコマの回し方やコマを使った技等を指導し、気軽にふれあい機会とする。 平成 25 年度：ふれあいトーク 62 人、コマ回し教室 30 人が参加	●継続して実施する。	教育課
スポーツ少年団活動	野球、バレーボールなどのスポーツ活動が行われている。	●継続して実施する。	教育課

(2) 生きる力を育む教育環境の充実

学力・体力と人間性など生きる力を育てるために、教育環境の充実を図ります。あわせて、地域に開かれた学校運営をめざします。

① 教育内容の充実

児童生徒の状況等を把握しながら、今後は地産食品を取り入れたり、栄養に配慮した学校給食をさらに促進し、定着を図ります。

社会変化に対応しうる教育内容となるように、国際化や情報化に対応した学習内容、総合的な学習活動、体力づくりに各学校で取り組んでおり、今後も各学校で工夫をしながら教育内容の充実を図ります。

施策・事業	現状・内容	今後の取組み・目標	担当課
学校施設の耐震改修	全校耐震化改修工事を完了した。	●今後も引き続き学校施設の安全性の確保に努める。	教育課

施策・事業	現状・内容	今後の取組み・目標	担当課
学校給食	児童・生徒の心身の健全な発達を目的とし、食生活の改善に寄与する。町内3小学校・1中学校において、平成16年度の10月から民間委託、給食・弁当選択方式で実施。平成25年度:延138,365食。	●継続して実施する。	教育課
外国語指導助手招致事業	生きた英語を学ぶ機会として、中学校においてティームティーチングとして授業をし、小学校においては月曜日(内原小学校)、火曜日(志賀小学校・比井小学校)に訪問して実施している。	●継続して実施する。	教育課
総合的な学習に対する補助	社会見学・校外学習・体験学習の講師謝礼金等として各学校への補助を行っている。	●継続して実施する。	教育課
体育文化活動派遣補助	特別活動に対し、補助等を行う。現在は中学校のクラブ活動に係る経費を補助、小学生の連合運動会の実施。	●継続して実施する。	教育課

② 開かれた学校づくり

学校評議員制度はより有効な活用方策を検討し、地域に学校を知ってもらい、地域の協力を得られる学校運営に取り組みます。そして、子どもたちの学校生活に対する満足度を高められるように、教員の研修や勉強会、地域の協力による行事や学習活動を取り入れるとともに、心のケア・相談などへの対応力を高めます。

施策・事業	現状・内容	今後の取組み・目標	担当課
学校評議員	開かれた学校づくりを推進していくため、学校評議員を設置し、校長の求めに応じて、学校運営に関し意見を述べる。平成25年度:小学校16回、中学校8回	●継続して実施する。	教育課
学校開放	体育・文化の振興において各学校の屋内運動場、屋外運動場を開放している。屋内運動場は社会体育で一般住民が使用しているが、屋外運動場に関しては、少年野球で使用している。 平成25年度の年間利用者数は25,427人	●継続して実施する。	教育課

【4】親子が愛着と安心を感じて暮らせる地域づくり

●主な課題●

- 車社会の定着や社会経済活動の複雑化に伴い、子どもが交通事故や犯罪の被害に遭うことが増え、保護者の不安も増大している。
- 毎日の生活の視点から、生活環境全般のハード面の環境とあわせて、意識や考え方などソフト面の環境を考え、次世代育成支援を推進することが課題である。

●具体的な取組み●

(1) 子どもの安全の確保

子どもの安全確保に向け、地域で地域の子どもを守るための安心活動、児童健全育成活動を展開します。

① 地域の安全活動

社会経済が複雑化し、子どもたちが事故や犯罪の被害に遭う事例が増えています。子どもの安全の確保に向けて、青少年総合対策本部や家庭・学校関係機関・地域が連携し登下校時の見守り活動やきしゅう君の家活動などが取り組まれており、その体制・活動が円滑に機能するように推進・支援します。

施策・事業	現状・内容	今後の取組み・目標	担当課
日高町青少年総合対策本部:「きしゅう君の家」指定及び協力依頼活動	児童・生徒が登下校時に犯罪の犠牲とならないために、自営業、個人宅を中心に町内112(平成25年4月現在)を緊急避難場所として「きしゅう君の家」に指定し、ステッカー、立て看板等を掲示している。また、定期的に協力依頼を行っている。	●継続して実施する。	教育課

施策・事業	現状・内容	今後の取組み・目標	担当課
日高町青少年総合対策本部:「きしゅう君の家」児童・生徒への指導	「きしゅう君の家」の町内一覧表を作成し、各学校に掲示している。また、高家・比井両駐在を講師として各学校の朝礼の時間に「きしゅう君の家」の役割、避難方法等を簡潔に説明してもらう。 平成25年度:2回	●継続して実施する。	教育課
日高町青少年総合対策本部:「ネットきしゅう君」	「移動するきしゅう君の家」として、町内を通常業務で巡回する内原郵便局集配用車両、紀州農業協同組合外交用車両、町役場公用車にステッカーを貼り、「ネットきしゅう君」として指定している。もし巡回中に児童・生徒の緊急事態に遭遇した場合、速やかに保護、連絡等をしてもらうよう各機関職員に代表者を通じ依頼している。 平成25年度:指定台数6台	●継続して実施する。	教育課
「防犯ブザー携帯中」シール配布	新入学児童を対象に防犯ブザーを配布している。また、防犯ブザーを配布済みの児童に対しては「防犯ブザー携帯中」のシール(直径約10cm、蛍光)をランドセルに貼るように配布し、安全に対する意識を啓発している。	●継続して実施する。	教育課
日高町青少年総合対策本部:青少年対策ネットワーク連絡及び対応体制	不審者出没や事故等、児童・生徒の緊急事態が発生した場合、迅速に対応できるよう、関係機関代表者及び担当者の電話番号、連絡の流れを一枚にまとめ各学校に配布している。また、不審者・変質者が出没した際、関係職員の対応方法をマニュアル化し、担当職員が変わった場合等でもスムーズに対応できるようにしている。	●関係各所と連携を取り、継続して実施する。	教育課
交通安全教室	保育園児を対象に、警察署員の協力を得て、交通安全の指導を行っている。各保育所で毎年度実施。	●継続して実施する。	住民福祉課

施策・事業	現状・内容	今後の取組み・目標	担当課
交通安全対策	小中学校において、年1回、警察署員・町交通指導員の協力を得て、交通安全についての知識を指導してもらうため、交通安全教室を実施している。通学路安全については、危険性がある箇所(道路等)を関係各課の協力を得て整備をし、安全確保に努めている。	●継続して実施する。	教育課
交通安全活動	交通事故のない安全で安心して暮らせるまちづくりを実現するため、交通指導員(10人)が通学・通園路における児童・生徒及び園児の交通指導、ヘルメット(中学生)の正しい着用などを街頭で指導している。	●通学路などでの交通指導、定期的な交通安全活動と啓発活動を継続して支援する。	総務政策課
見守り活動	各学校のPTAと地域住民が協力して日常の登下校や台風の接近時などに子どもたちの安全確保のため、見守り活動を行っている。	●地域の協力を得ながら継続して実施する。	教育課

② 児童健全育成活動

日高町青少年総合対策本部とPTA連絡協議会が連携して、安全・安心パトロールを行い、子どもの安全確保に努めます。児童健全育成と非行防止のため、パトロール活動を継続して行います。

施策・事業	現状・内容	今後の取組み・目標	担当課
安全・安心パトロール	<p>児童・生徒が登下校中に不審者の被害に遭った場合、町補導委員、学校教職員、教育委員会職員が一体となり、相互の連携をいっつつ、現場への緊急パトロールや長期的対応体制として、出没現場を中心とした巡回パトロールを行っている。</p> <p>また、平成17年度から新規事業として、青少年総合対策本部と町PTA連絡協議会が連携し、児童生徒の安全確保に向けて安全・安心パトロール活動を実施している。</p>	●継続して実施する。	教育課
日高町青少年補導連絡協議会	<p>御坊広域補導センター委嘱の補導委員、生徒指導担当職員、町内駐在所警察官、補導センター日高町担当職員、各学校PTA会長で構成され、主要事業の他に、青少年健全育成懇談会等を開催し、青少年健全育成、特に非行防止に重点を置いた活動の推進を図ることを目的として活動している。</p>	●補導センター等、関係機関と連携を取り、継続して実施する。	教育課
日高町青少年補導連絡協議会：パトロール	<p>毎年7月から9月の第2・4土曜日に定期パトロール(22時から1時間30分程度)、夏休み期間中に愛のパトロール(13時30分～17時)及び夏休み夜間パトロール(22時から1時間30分程度)、春休み期間中に春休みパトロール(22時から1時間30分程度)を実施している。</p> <p>毎回会員2人と教育委員会職員1人の計3人で町内の重点箇所を中心にパトロールを行い、青少年の深夜徘徊、虞犯行為等に対する声かけを行っている。</p>	●補導センター等、関係機関と連携を図り、継続して実施する。	教育課

施策・事業	現状・内容	今後の取組み・目標	担当課
日高町青少年総合対策本部	本部長(町長)、副本部長(副町長、教育長)以下本部長・推進員で構成され、毎年本部長が本部長・推進員の委嘱を行い、青少年対策基本方針等の議事について協議している。その他、青少年関係機関の連絡提携、青少年健全育成及び非行防止に係る施策を総合的に企画、調整し、効果的かつ強力に推進を図ることを目的として活動している。	●関係機関と連携を取り、継続して実施する。	教育課

(2) 子育てを支援する生活環境の整備

子ども連れが外出しやすく、暮らしやすい生活環境となるように、重要性をふまえて必要な整備を促進します。

施策・事業	現状・内容	今後の取組み・目標	担当課
通学路の整備	交通事故などの発生する危険性が特に高いと認められる箇所に、防護柵・道路反射鏡・街路灯の交通安全施設を設置し、道路環境の整備に努めている。 平成 25 年度実績:ガードレール 100.0m、カーブミラー 10 基、LED 街路灯 20 基	●通学路は、危険性が高い箇所から優先して交通安全施設の設置などを行い、道路環境整備を促進する。	総務政策課
福祉のまちづくりの推進	住民誰もが安心して安全に外出・移動ができるよう、ユニバーサルデザインの視点で、公共施設や道路などの改善・改良を推進するとともに、不特定多数が利用する民間施設についてもその改善・改良を働きかけている。 ユニバーサルデザインの視点に立って、すべての人にやさしいまちづくりに取り組むとともに、民間施設に対しても働きかける。 福祉的配慮のあるトイレ、スロープなどの公共施設の位置などの周知を図る。	●継続して実施する。	住民福祉課

(3) 子どもと子育てをみつめる地域づくり

親が子どもに向かい合い、地域が親子をみつめる地域づくりをめざして、理解を深め啓発を図ります。

① 地域のふれあい活動の推進

高齢者と子ども、地域の大人と子どもが共に活動し、交流する機会を増やして、地域が子どものことを知る機会となるように努めます。地域のふれあい活動が地域活動の活性化を図り、子どもたちも地域の一員として協力する気持ちが育つように努めます。

施策・事業	現状・内容	今後の取組み・目標	担当課
お遊戯会の発表会	日高町保健福祉総合センターにおいて、デイサービスにきているお年寄りに、保育園児が日頃がんばって習得したお遊戯を披露し、世代間交流を図っている。各保育所で毎年度実施。	●継続して実施する。	住民福祉課
日高町ふれあい祭り(老人と子どものふれあい活動)	ふれあい祭り開催時に老人クラブ会員が「老人と子どものふれあい」コーナーを設け、竹細工をつくり、子どもたちとの交流を図ってきた。	●平成 22 年度廃止。	住民福祉課
社会福祉施設の地域化・ふれあい活動	町内にある高齢者施設や障害者施設でのふれあい活動。共に暮らす地域・人づくりをめざし、ふれあいや交流の場を確保している。	●ふれあいや交流の場を確保するよう努める。	住民福祉課

② 人づくり・地域づくり活動

子育てしやすい町、子どもの成長・教育によい町をめざした地域を目標に、町全体で取り組むことが課題となっています。地域は子どもと接することで子どもと子育て家庭を理解し、そして、子どもたちが地域に元気を与えてくれる町をめざし、住民・地域・事業所なども含めて子どもと子育てに関する意識を深めるための啓発活動とふれあい活動を推進します。

施策・事業	現状・内容	今後の取組み・目標	担当課
人権意識の高揚	<p>人権意識の高揚を図るため、人権尊重推進委員会、人づくりまちづくり推進会、教育機関、各種団体などとの連携を強化し、学校教育や生涯学習、職場などのあらゆる機会や場を活用し啓発活動など意識高揚に努める。</p> <p>啓発グッズ(カレンダー、ボールペン等)を作成して街頭啓発し、活動を通じて地域住民の理解と協力を得られるよう、人権意識の高揚を図る。</p> <p>法務局より球根プランターを町内の小学校に配布され、子どもたちが花を育てることを通じて人権意識の高揚を図り、また人権の花コンテストに参加する等の活動を行っている。</p>	<p>●継続して推進し、活動支援に努める。</p>	住民福祉課
男女共同参画社会の推進	<p>平均寿命の伸長や教育水準の向上により、個人の価値観が多様化し、結婚や出産などにとらわれず働くことを選択する女性が増加している。そこで、男性も女性も互いに人間としての個性や生き方を尊重し、職場、地域、家庭などにおいて、男女がその能力を十分発揮し、心豊かな生活を送れる社会の形成を目的に、本町では女性の抱える問題や課題などに関する学習の機会・場の設定、情報・資料の提供などを行っている。</p> <p>また、男女共同参画社会の実現に向けて、学習機会の拡充、啓発活動を推進している。</p>	<p>●継続して実施する。</p>	住民福祉課
「地域のふれあい活動」「あいさつ運動」の推進(日高町青少年総合対策本部)	<p>青少年をとりまく環境の変化に対応し、行政と地域の連携強化を図り、子どもたちに関わるための具体的な活動に取り組む必要がある。</p>	<p>●地域ふれあい活動とあいさつ運動を継続して実施する。継続して実施する。</p>	教育課

施策・事業	現状・内容	今後の取組み・目標	担当課
働き方の見直し、仕事・家庭・子育ての両立支援	生涯学習や地域活動などを通じて啓発し、考える機会をもってもらえるように働きかけることが課題であるため、関係機関との連携を図り、住民・事業所などに啓発している。	●継続して啓発に努める。	住民福祉課 教育課
次世代育成支援の推進体制の確保	次世代育成支援の考え方を広め、計画の着実な推進を図ることが課題であるため、子育て支援のネットワークづくりと連動して、次世代育成支援の進捗状況の定期的な点検と、地域の意見を聴取しながら推進する体制を確保している。	●継続して推進体制を確保する。	住民福祉課 関係課



5. 子ども・子育て支援事業計画

【1】教育・保育提供区域の設定

町では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の立地状況、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続などを総合的に勘案し、教育・保育提供区域は町内1つの区域と設定し、この1区域を基本として教育・保育サービスの量の見込みに基づいた提供体制を検討します。

【2】サービス区分の概要

子ども・子育て支援法のサービスは、大きく「教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の2つに区分されます。さらに教育・保育給付は、（1）施設型給付（2）地域型保育給付と（3）児童手当に分かれます。

●子ども・子育て支援法に定められるサービス

教育・保育給付	地域子ども・子育て支援事業
(1) 施設型給付 ・認可保育所、認定こども園、幼稚園のうち町の確認を受ける施設に対する給付 (2) 地域型保育給付 ・小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育のうち町の認可・確認を受ける施設に対する給付 (3) 児童手当	・利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業など13の事業に対する給付（これらの事業は、都道府県が実施する社会的養護等の事業と連携して実施されます）
※子ども・子育て支援法以外の事業 ・新制度へ移行しない私立幼稚園（事業者は私学助成・幼稚園就園奨励費の補助を受けます） ・新制度に移行しない認可外保育事業等	

(1) 施設型給付

施設型給付は認可保育所、認定こども園、幼稚園を通じた共通の給付を指し、町が確認を行った「特定教育・保育施設」に対し給付されます。

施設区分	内容	児童年齢	認定区分	利用できる保護者
幼稚園	小学校以降の教育の基礎をつくるため幼児期の教育を行う「学校」	3～5歳	1号	・制限無し
保育所	就労などのため、家庭で保育できない保護者に代わって「保育する施設」	0～5歳	2号 3号	・共働き世帯など、家庭での保育が困難な保護者
認定こども園	幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設	0～5歳	1号 2号 3号	・保護者の就労状況に関わりなくすべての子どもが教育・保育と一緒に受けます。 ・保護者の就労状況が変わっても継続して利用可能です。 (注)0～2歳児については、保育所と同じ要件となります。

(2) 地域型保育給付

町の認可を受ける認可外保育施設等が、地域型保育給付の対象となります。

地域型保育給付のサービスは3号認定者の保育サービスを提供する以下の4サービスが該当します。

事業名	対象児童年齢	事業の内容
小規模保育	0～2歳	少人数（6～19人）を対象に、家庭に近い雰囲気のもときめ細かな保育を行います。
家庭的保育	0～2歳	保育者の居宅など、家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）を対象に、きめ細かな保育を行います（保育ママなど）。
居宅訪問型保育	0～2歳	個別のケアが必要な場合（障害・疾患など）や、保育等の施設がない地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅に保育士が訪問し、保育を行います（ベビーシッター）。
事業所内保育	0～2歳	会社や事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育します。

(3) 児童手当

児童の育成を経済的な面から支援することにより、児童のいる家庭の生活の安定と児童自身の健全な成長を目的として実施されます。

(4) 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業とは、地域の子ども・子育て家庭を対象とする事業で、町が地域の実情に応じて実施する以下の13の事業です。

	事業名	内容
1	時間外保育事業（延長保育事業）	通常の保育時間（11時間）を超えて、さらに延長して保育を行う事業です。
2	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	仕事などで日中保護者が家庭にいない小学校児童を対象に、授業終了後などに預かり、適切な遊びや生活の場を提供します。
3	子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）	「ショートステイ」は保護者の病気や出産、家族の介護、冠婚葬祭等への出席のため、家庭において児童の養育が困難になった場合、児童養護施設または乳児院において子どもを一定期間（原則7日間）預かる事業です。 「トワイライトステイ」は、保護者が仕事やその他の理由により、平日の夜間または休日に不在となり、家庭において児童の養育が困難な場合に、児童養護施設において子どもを預かる事業です。
4	地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）	公共施設や保育所などの身近な場所で、子育て中の親子の交流や育児相談などを行う事業です。
5	一時預かり事業	保護者の就労や求職活動、病気やけが、出産、介護、冠婚葬祭、リフレッシュ等により、一時的に家庭での保育が困難な場合に、週3日を限度に保育所に預けることができる事業です。 幼稚園における在園児を対象にした一時預かり事業については、上記の理由のほかに、就労等による継続した預かり保育も含まれます。
6	病児・病後児保育事業	病気やけがの児童（病児）及び回復期にある児童（病後児）を、専門の保育室で看護師・保育士などの専門職員により預かるサービスです。
7	ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助を受けたい人（利用会員）と育児の援助を行いたい人（援助会員）が会員となり、地域の中で、子育てを助け合う相互援助活動です。
8	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行います。また、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげます。乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図るものです。
9	妊婦健康診査事業	妊娠中の母親の健康状態や、胎児の発育状況などを定期的に確認する妊婦健診にかかる費用の一部を、公費で負担します。
10	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士などがその家庭を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、適切な養育の実施を確保することを目的とした事業です。 「養育支援が特に必要」とする家庭とは、例えば「若年の妊婦、妊婦健康診査未受診者、育児ストレスや産後うつ状態等になっている養育者、虐待のおそれやそのリスクがある家庭など」があげられます。

	事業名	内容
11	利用者支援事業 (新規)	子どもや保護者の身近な場所等で、教育・保育施設や地域の子育て支援の事業の利用などについて、情報の集約と提供を行い、子どもや保護者からのそれらの利用にあたっての相談に応じる事業です。また、それらの人々に必要な情報の提供や助言を行い、関係機関との連絡や調整等を行います。
12	実費徴収に係る 補足給付を行う 事業 (新規)	世帯の所得に応じて、日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入費を公費で助成する事業です。
13	多様な主体が本 制度に参入する ことを促進する ための事業 (新 規)	事業者の多様な能力を活用した特定教育・保育施設の設置または運営を促進するための事業です。

【3】教育・保育サービスの見込み及び提供体制

(1) 特定教育・保育（施設型給付）

① 幼稚園

町内に幼稚園は未設置です。

●見込み量(人)●

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度	
	1号	2号幼	1号	2号幼	1号	2号幼	1号	2号幼	1号	2号幼
見込み量	13	0	12	0	13	0	13	0	14	0
合計	13		12		13		13		14	
供給量	0		0		0		0		0	

■計画期間の確保方策

ニーズ調査では一部教育ニーズの回答がみられます。また、町外の幼稚園通園者などの把握に努めます。

② 保育所

■現状

町立3園で実施しています。近年、低年齢児保育のニーズが増大傾向であり、0歳児保育の導入、定員の拡大を図ってきました。

●見込み量(人)●

	平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度			平成 30 年度			平成 31 年度		
	0歳	1・2歳	3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳
見込み量		66	196		66	193		66	200		66	207		66	214
合計	262			259			266			273			280		
供給量		66	240		66	240		66	240		66	240		66	240
合計	306			306			306			306			306		

■ 計画期間の確保方策

2歳以下の3号認定者の保育ニーズについては潜在的ニーズで算出しているため、現状に比べ多い傾向があります。3歳以上の1・2号については調査で利用希望が無回答の回答者が一部みられますが、ニーズに対して町内の保育所を中心に提供できる体制となっています。共働き世帯等の動向を踏まえ、サービスの提供体制の確保とともに質の向上を図るため取組みを推進します。

(2) 地域型保育給付

① 小規模保育事業

■ 現状

認可外保育施設、事業所内保育施設等が「小規模保育事業」に該当します。保育ニーズとしては、0～2歳の保育サービスに含まれています。

② 家庭的保育事業

■ 現状

現在実施していませんが、保育ニーズとしては、0～2歳の保育サービスに含まれています。

③ 居宅訪問型保育事業

■ 現状

ベビーシッター等が「居宅訪問型保育」に該当します。保育ニーズとしては、0～2歳の保育サービスに含まれています。

■ 計画期間の確保方策

現在の利用状況を把握しつつ、3号の保育ニーズを見込むとともに、認可外保育施設、事業所内保育等の地域型保育の見込み量や参入意向などの把握に努めます。

(3) 地域子ども・子育て支援事業

① 利用者支援事業

■ 現状

新制度に伴い新たに導入される事業であり、現在の住民福祉課や子育て支援センターでの相談、対応などが主に該当すると考えられます。

●見込み量(実施か所数)●

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
供給量	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

■ 計画期間の確保方策

現在、地域子育て支援拠点事業として、地域子育て支援センターを1か所開設し、親子同士の交流や子育て相談などを行っています。また、地域の保育資源等の情報の収集・提供を行うなど、総合的に対応するためには町役場窓口で当該事業として対応できるか検討し、実施をめざします。

② 時間外（延長）保育事業

■ 現状

● 延長保育の範囲 ●

実施保育所	実施日	時間（早朝）	時間（延長）
保育所3か所で実施	月から金曜日	7時半～8時	18時半～19時
	土曜日	—	—

	平成24年度	平成25年度
利用状況	実33人	実30人

注) 早朝の延長、臨時または緊急時の利用人数を含めている

● 見込み量(利用実人数) ●

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量	51	52	54	56	58
供給量	51	52	54	56	58

■ 計画期間の確保方策

アンケートでは利用希望は18時以降の保育希望だけで、それをもとにニーズ量を算出しています。保護者の働き方や利用状況を踏まえ、実際の利用希望について、利用実績、利用料の設定等からも検討します。現在、19時までの延長保育を実施しており、現状の受け入れ体制で対応できるものと考えられます。

③ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

■ 現状

日高町子どもクラブの設置を、次世代育成支援対策地域行動計画前期計画期間に掲げて実施し、利用者は増加してきており、定員拡大を図ってきました。（現状、定員60人程度）。

申込み児童数	平成24年度	平成25年度
合計	常時39人 臨時24人	常時39人 臨時21人

●見込み量(実人数)●

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度	
	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年
見込み量 5歳児	72	37	77	35	72	37	75	36	75	39
合計	109		112		109		111		114	
供給量	72	37	77	35	72	37	75	36	75	39
合計	109		112		109		111		114	

注) 5歳児保護者に就学後の低学年、高学年の時の希望を聞き、その利用希望率から算出

■計画期間の確保方策

現在はおおむね3年生までを対象に実施し、一部高学年の利用を受け入れています。4年生以上の世帯の利用ニーズを把握し、受け入れ体制、実施方策については、定員の拡大と実施場所の確保を図り、対応します。年度中に利用人数に変動があることや、長期休業中の利用希望など現状と利用希望を踏まえて検討します。

なお、今後は国の「放課後子ども総合プラン」の考えに則り、現在は実施していない放課後子供教室との連携の可能性についても、検討するものとします。

④ 子育て短期支援事業

■現状

利用実績は少なく、見込み量も見受けられないものの、県内の児童養護施設での受け入れ体制を確保しています。

●見込み量●

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
見込み量	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
供給量	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

■計画期間の確保方策

緊急時の対応なども含め、適切な利用ができるように対応します。

⑤ 乳児家庭全戸訪問事業

●現状●

	平成 24 年度	平成 25 年度
対 象：生後 4 か月までの乳児	妊婦 60 人	妊婦 67 人
実施内容：保健師等による家庭訪問、調査、指導	乳児 61 人	乳児 67 人

●見込み量(人)●

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
見込み量	68	71	74	77	79
供給量	68	71	74	77	79

注) 0歳児数

■計画期間の確保方策

これまでもすべての子どもと子育て家庭へ保健師等が訪問しており、育児や発育に関する相談への対応、情報提供等に努めます。また、必要に応じてフォローや関係機関への連携を図ります。

⑥ 養育支援訪問事業

■現状

現在は要保護児童対策として、養育困難な家庭に保健師等が訪問し、相談・指導を連携・調整しながら実施しており、当該事業としては実施していません。

●見込み量(対象家庭数)●

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
見込み量	0	0	0	0	0
供給量					

■計画期間の確保方策

現在は要保護児童対策として連携・調整をして対応しています。今後は、育児放棄等養育支援が必要なケース、相談等の状況を踏まえて実施方策を検討します。

⑦ 地域子育て支援拠点事業

■現状

次世代育成支援対策地域行動計画後期計画において1か所の開設を目標に掲げ、計画どおり平成25年度に開設しており、主に就園前の子どもと親の交流の場として利用を促進しています。

●見込み量(月利用延人回)●

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
見込み量	301	320	332	345	357
供給量	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

■計画期間の確保方策

見込み量については、現在の利用状況を踏まえて検討する必要があります。共働き世帯の利用希望がみられます。1か所で継続して実施し、利用を促進します。

⑧ 一時預かり事業

■現状

●一時保育施設●

施設名	平成24年度	平成25年度
志賀保育所で実施	延277人	延208人

●見込み量(年間あたり利用平均日数)●

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
年間見込み量	1,690	1,732	1,796	1,861	1,940
供給量	1,670	1,712	1,777	1,841	1,920

■計画期間の確保方策

志賀保育所の一時保育の利用実績等をとらえながら対応します。

一時預かり事業については、今後、保育所での一時保育、幼稚園での緊急保育と預かり保育の3種が該当します。

⑨ 病児・病後児保育事業

■現状

現在は、御坊市内の病児保育室「ひまわり」で、広域利用できるように実施しています。

●病児保育施設●

施設名	平成24年度	平成25年度
ひまわり(御坊市内)	延70人	延31人

●見込み量(人日)●

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量	143	147	152	158	165
供給量	143	143	143	143	143

■計画期間の確保方策

ニーズ量はやや多く算出される傾向がみられますが、現状で対応できる体制と考えられます。今後は、共働き世帯が増え、近くに親等の支援者がいない子育て世帯も増えていることが考えられるため、継続して事業の周知を図ります。

⑩ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

■現状

ファミリー・サポート・センター事業は現在未実施です。

●見込み量(年間利用日数)●

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
低学年	0	0	0	0	0
高学年	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0
供給量	0	0	0	0	0

注) 5歳児の保護者に、低学年、高学年時にファミサポの利用を希望した割合で算出

■計画期間の確保方策

ファミリー・サポート・センター事業は、一般に就学前児童の利用がほとんどであり、小学生の利用が少なく、一部学童クラブからの送迎などの利用が考えられます。小学生の放課後の過ごし方として、ファミリー・サポート・センター事業の必要性について検討します。

⑪ 妊婦健康診査事業

■現状

	平成 24 年度	平成 25 年度
対 象：妊娠届出者 実施内容：公費負担受診券発行	実 85 人	実 96 人

●見込み量(人)●

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
年間見込み量	68	71	74	77	79
供給量	68	71	74	77	79

注) 0歳児数

■計画期間の確保方策

母子健康手帳交付時に、適切な受診ができるように勧奨します。

6. 計画の推進に向けて

【1】計画の実施状況について

本計画は、5年を計画期間としています。しかし、5年の間に社会情勢等の変化も考えられることから、必要に応じて実施状況の点検・検討を行う必要があります。計画年度内に提供予定がないサービスでも、利用者の要望や需要等を勘案して、追加・変更を行うなどの措置を講ずる可能性があります。

本計画の基本目標の達成に向けた各種事業の実現にあたっては、本町の財政状況を踏まえつつ、今後の社会・経済情勢や国の動向の変化に的確柔軟に対応しながら、目標を見失うことなく可能な限り着実に推進するよう努めます。本計画の事業の目標は、町民ニーズの変化や、国による新たな施策などにも適切に対応するよう適宜見直しを行います。

【2】計画の進行管理について

庁内連携体制における連絡・協議のもとに、各分野の施策・事業の進捗状況を検討・評価し、計画の着実な実施を管理します。また、実施状況については、点検・評価の結果を、毎年度、広報紙やホームページ等で公表します。

關係資料

【1】日高町子ども・子育て会議設置要綱

要綱 第 36 号

平成25年11月25日

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。次条第2項において「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、同項の合議制の機関として、日高町子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(組織)

第2条 会議は、委員11人以内で組織する。

2 会議の委員は、子どもの保護者(法第6条第1項に規定する子どもの保護者(同条第2項に規定する保護者をいう。))をいう。)、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援(法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下この項において同じ。)に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他町長が適当と認める者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第3条 会議の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 会議に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(議事)

第5条 会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 会議は、特に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、住民福祉課において処理する。

(会議の運営)

第8条 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成25年12月1日から施行する。

【2】日高町子ども・子育て会議

支援事業計画策定委員会委員名簿

	氏名	選任区分（役職名）
1	つじ ぎょうすけ 辻 恭介	子どもの保護者（内原保育所保護者会会長）
2	こばやし ひさき 小林 久起	子どもの保護者（志賀保育所保護者会会長）
3	すずき ゆうき 鈴木 祐紀	子どもの保護者（比井保育所保護者会会長）
4	たけうち ひろふみ 武内 祐文	子どもの保護者（内原小学校育友会会長）
5	きたがわ としや 北川 敏也	子どもの保護者（志賀小学校育友会会長）
6	やまもと やすひろ 山本 泰寛	子どもの保護者（比井小学校PTA会長）
7	まつばら ちよこ 松原 千代子	子育て支援関係者（志賀保育所所長）
8	やまおか れいこ 山岡 玲子	子育て支援関係者（子育て支援センター）
9	しおざき みつぐ 塩崎 貢	子育て支援関係者（内原小学校校長）
10	すずき まゆみ 鈴木 真由美	子育て支援関係者（主任児童委員）
11	にしおか かなこ 西岡 佳奈子	町民代表（日高町議会議員）

【3】策定経過

開催日	検討内容
平成 25 年 11 月 15～ 29 日	日高町子ども・子育てに関するアンケート調査実施
平成 26 年 6 月 3 日	第 1 回日高町子ども・子育て会議 (1) アンケート調査結果について (2) 子ども・子育て支援新制度の概要について
平成 26 年 10 月 9 日	第 2 回日高町子ども・子育て会議 (1) 日高町子ども・子育て支援事業計画骨子の検討について (2) 日高町次世代育成支援行動計画の進捗状況と今後の計画の構成 について (3) その他
平成 27 年 3 月 5 日	第 3 回日高町子ども・子育て会議 (1) 日高町子ども・子育て支援事業計画（全体案）について

日高町子ども・子育て支援事業計画

～次世代をみんなで育てる ひだか～

【平成 27～31 年度】

発 行 日：平成 27 年 3 月

編集・発行：日 高 町 住 民 福 祉 課

〒649-1213

和歌山県日高郡日高町大字高家 626 番地

TEL 0738 (63) 3800